奈井江町都市計画マスタープラン

令和３年３月

奈　井　江　町

目　次

１．　都市計画マスタープランの位置付け 1
　１－１．計画の改訂の背景 2
　１－２．都市計画マスタープランの役割と位置づけ 2
　１－３．計画の対象 3
　１－４．計画の目標年次 3
２．　まちづくりの基本方針 5
　２－１．まちづくりの基本目標 6
　２－２．目標人口 7
　２－３．奈井江町のまちづくり課題と基本方向 8
　２－４．奈井江町の将来都市構造 10
３．　市街地整備の方針 15
　３－１．土地利用の方針 16
　３－２．道路・交通体系の形成方針 20
　３－３．公園・緑地の整備方針 23
　３－４．下水道の整備方針 28
　３－５．交流・レクリエーション環境の整備方針 31
　３－６．その他の施設の整備方針 36
４．　まちづくりの推進に向けて 38
　４－１．まちづくりの推進方針 39
５．　資料編　奈井江町の概要 40
　５－１．町の現況把握 41
　５－２．上位・関連計画の整理 56

１．都市計画マスタープランの位置付け

1－1．計画の改訂の背景

「奈井江町都市計画マスタープラン」は令和３年を目標年次とし、平成 14 年に策定し、平成 25 年に一部改訂しました。

その後も依然として少子高齢化・人口減少が続いており、まちづくりに関する様々な面での影響が懸念されています。そのため奈井江町は、平成 27 年に「奈井江町第６期まちづくり計画」を策定し、まちの魅力創出に向けた政策・施策を進めています。更には、平成 28 年には「奈井江町人口ビジョン」「奈井江町まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定し、（令和２年には「奈井江町まち・ひと・しごと創生総合戦略」を改定）人口減少対策に特化した施策・事業を実施することとしています。

こうした奈井江町のまちづくりの方向性の変化を踏まえ、将来都市構造や土地利用方針の見直しの必要が生じたことから、「奈井江町都市計画マスタープラン」を改定することとします。

1－2．都市計画マスタープランの役割と位置づけ

都市計画マスタープランは、都市計画法第 18 条の２に定める「市町村の都市計画に関する基本的な方針」として位置づけられ、町の都市計画の基本的な方針を示すものです。

本計画は「奈井江町第６期まちづくり計画」（計画期間：平成 27 年度～令和６年度）を上位計画とし、北海道が定める「都市計画の整備、開発及び保全の方針（都市計画区域マスタープラン）」に即したものとします。また、「奈井江町まち・ひと・しごと創生総合戦略」等の他の計画とも整合や連携を図ります。

今後、本計画を都市づくりに関する施策の根拠とし、土地利用や都市施設の整備など、奈井江町の具体的な事業に反映していきます。

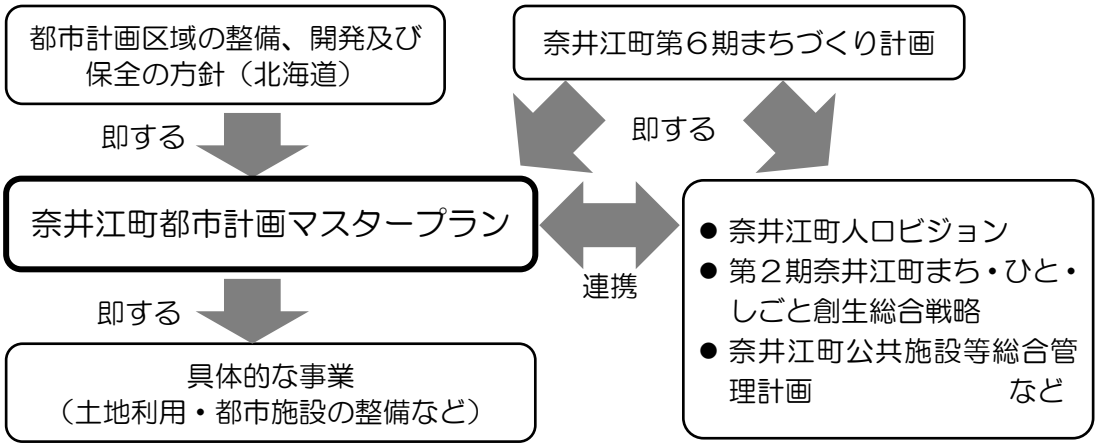

図1－1　都市計画マスタープランの位置づけ

1－3. 計画の対象

本マスタープランでは、美唄奈井江都市計画区域（美唄市・奈井江町）17,068ｈａのうち、奈井江町に属する都市計画区域（5,247ｈａ）（内、用途地域（522.4ｈａ））を対象とします。

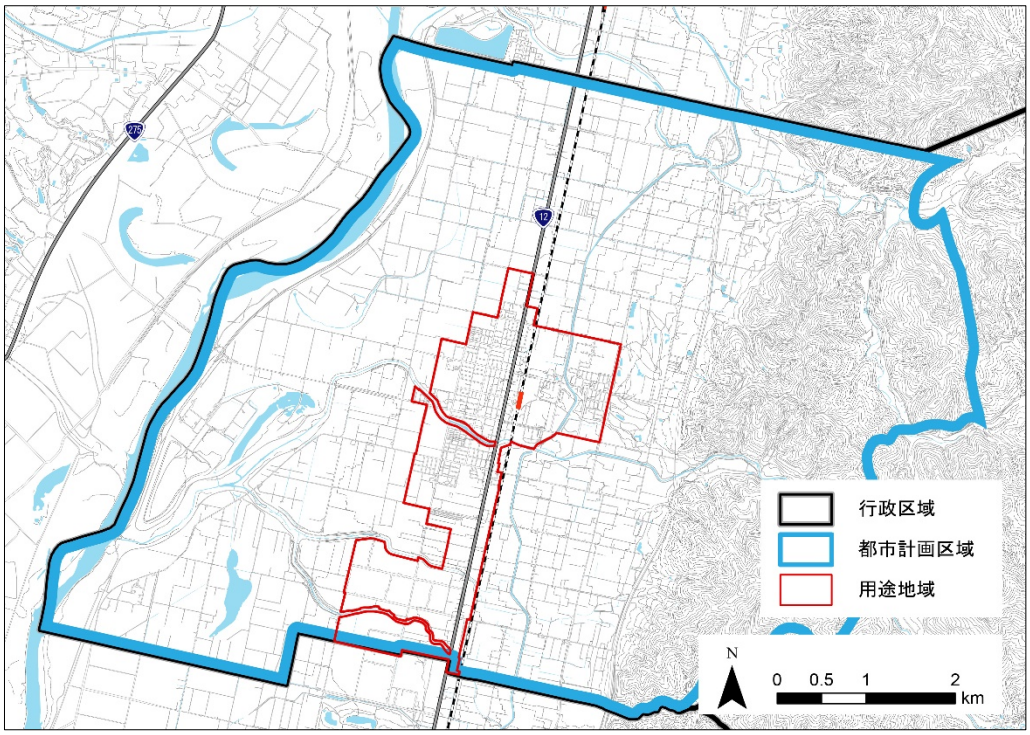

図1－2 計画の対象区域

1－4. 計画の目標年次

本計画は、中長期的な視点から都市計画に関する方針を示すものであることから、概ね 20 年後の令和 22 年を目標年次とし、必要に応じて、中間年の令和 12 年を目途に計画の見直しを行うこととします。

２．まちづくりの基本方針

2－1．まちづくりの基本目標

開基以来およそ 130 年、奈井江町は、豊かな自然と田園地帯に恵まれ、健康と福祉を充実し、豊かで文化的な暮らしやすいまちを目指してきました。

これからのまちづくりでは、先人の築いた多くの資産を有効に活かし、お年寄りをはじめ誰もが暮らしやすいまちづくりを進めることが重要です。

本マスタープランでは、「奈井江町民の誓い」に込められた、まちづくりに向けた町民の思いを踏まえ、「第６期まちづくり計画　基本構想」で示されている「まちづくりの基本目標」を踏襲し、「みんなが参加するまちづくり」、「心豊かな住みよいまちづくり」、「未来につなぐまちづくり」をまちづくりの基本目標とします。

【まちづくりの基本目標】

みんなが参加するまちづくり

- 地方分権が進む中、より個性的で魅力あふれるまちづくりを進めていくためには、住民自治の理念のもと、全ての町民がお互いの自主性を尊重し、「自ら考え行動する」意識を高め、主体的に取り組むことが最も大切です。
- 積極的な情報公開と情報共有を図り、町民と協働のまちづくりに取り組みます

心豊かな住みよいまちづくり

- 物の豊かなこの時代に、経済的な豊かさだけでなく、心の潤いや生きる喜びを感じ得ることが求められています。
- 本町が誇る、人・物・技術・情報など、あらゆる資源を活かし雇用と活力の創出や定住促進を図るとともに全ての町民が心の潤いを得られ、いきいきと暮らすまちづくりを進めます。

未来につなぐまちづくり

- まちを守り育てるため、「おもいやり明日へ」をテーマにこれからも「ないえ」らしさを継承し、中長期的な視点を持った取り組みが必要です。
- 社会経済情勢の変化に対応しながら、創造性あふれる様々な取り組みを行うとともに広域連携の可能性を最大限活かし、次代へつなぐまちづくりを進めます。

2－2. 目標人口

国立社会保障・人口問題研究所の将来人口推計の結果をみると、奈井江町の人口はこれからも減少し、令和 22 年には 3,275 人まで減少することが予測されています。

本計画では、町による政策目標としての今後の人口減少抑制策の取組みを勘案し、平成 28 年２月に策定された「奈井江町人口ビジョン」の令和 22 年の推計人口 3,558 人を目標人口とします。

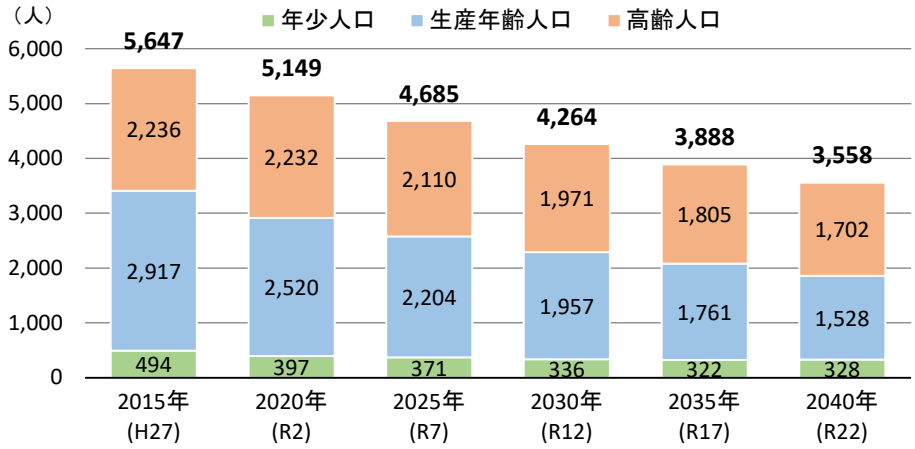

図2－3　奈井江町人口ビジョンにおける人口推計

資料：奈井江町人口ビジョンまち・ひと・しごと創生総合戦略

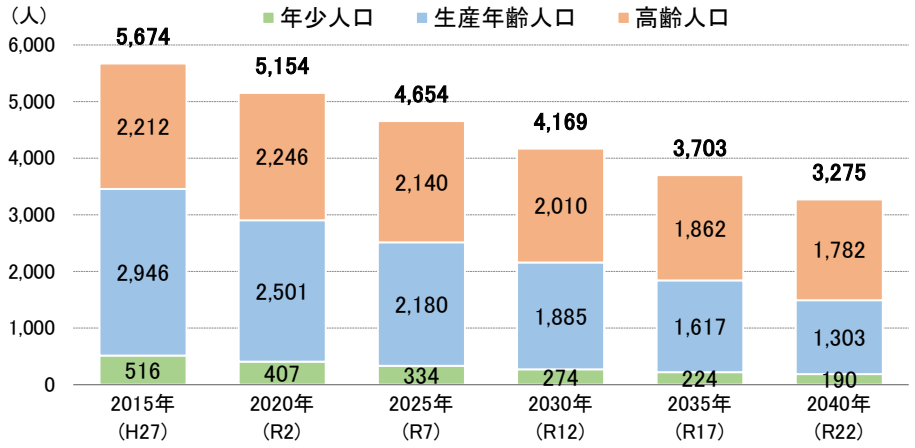

図2－4　奈井江町の人口推計

資料：国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来人口推計」（平成 30 年）

２－３．奈井江町のまちづくり課題と基本方向

（１） 安心して暮らし続けることができるコンパクトなまちづくり

奈井江町では、人口減少や少子高齢化が進行しており、空き家や空き地の増加による住環境の悪化や、これまでの都市インフラの維持が困難になる等の問題が生じる可能性があります。

このため、住環境の向上や除雪など維持管理コストの縮減のために、市街地の範囲を縮小し、コンパクトなまちづくりを進めます。また、市街地中心部に町立病院や老人保健施設などが立地し、医療・福祉面での骨格的な機能が整備されていることから、これらの施設を有効に活用し、移住・定住の促進を図ります。

（２） 中心市街地の充実

奈井江町の人口減少や周辺市町村の郊外型店舗の立地の進展などにより、消費購買力の町外への流出、地元商店街の衰退が進んでいます。一方で、高齢化に伴う交通弱者の増加により、自動車を利用しなくても買物など日常的なサービスを充足することのできる環境を整えることが必要です。

このため、病院や交流施設など、一定程度の施設が整備されている奈井江町の中心市街地に、居住機能の集積を図り、歩いて暮らせるまちづくりを進めます。

（３） 交流･レクリエーション機能の向上

人口が減少するなかで奈井江町が活力を維持していくためには、観光など交流人口を拡大し、他地域との人や物の往来を活発化していくことが重要です。

このため、道央自動車道、国道１２号などが通る奈井江町の立地条件を活かし、交流プラザみなクル、地域交流センター（道の駅）、にわ山森林自然公園などの地域の観光・交流資源の魅力向上に向けた取組みを進めます。

（４） 多面的な機能の導入

産業立地の受入基盤として用意されている空知団地については、これまでの製造業立地だけではなく、エネルギー・環境関連分野、介護などのコミュニティビジネス関連分野など、幅広い分野の機能・施設立地を検討していきます。

（５） 防災性の高いまちづくり

近年、全国的に震災の発生が予想されていない地域においても大規模地震の発生や、台風や前線による集中豪雨や想定を超えたゲリラ豪雨が増加するなど、自然災害への危険性が高まっている中で、暮らしの安全性を確保し、安心して住み続けることのできる住環境整備が求められています。

このため、電気・上下水道、情報通信等のライフラインの強化、防災拠点となる役場庁舎や避難所となる学校等の公共施設や避難路の安全性の確保、地域交流センター（道の駅）の防災拠点としての機能強化を進め、災害に強いまちづくりを進めます。

また、町民による自主防災組織の育成や防災訓練などの活動を支援し、町民の防災意識の向上及び防災に関する地域コミュニティの充実を図ります。

（６） 美しい都市景観づくり

町の景観は先人の築いた生活文化や歴史のうえに築かれ、時代を超えて引き継がれていく必要があります。奈井江町民が誇りを持って地域に住み続けるとともに、奈井江町への来訪者が魅力を感じるまちとなるには、まちのたたずまい、景観を他のまちにはない特色と魅力を備えたものにする事が重要です。

まちづくりにあたっては、増毛山系、夕張山系の良好な眺望、豊かな田園風景、石狩川、奈井江川の河川景観など、奈井江町らしい景観を保全し、地域ぐるみで育てていきます。

また、町民の日常生活によって育まれる、地域の生活空間、街並みについて、町民、行政が協働して、町全体の景観整備に取り組みます。

２－４．奈井江町の将来都市構造

奈井江町の将来の都市構造のあり方について、「ゾーン」、「軸」、「核・拠点」の３つの要素によって次のように設定します。

（１） ゾーン

都市計画区域を次の「将来市街地ゾーン」、「保全ゾーン」に分類し、市街地と田園地帯が融合した魅力あるまちづくりを目指します。

① 将来市街地ゾーン

将来的にも市街地としての土地利用を図っていくゾーンとして、「将来市街地ゾーン」を設定します。「将来市街地ゾーン」は、現行の用途地域の範囲を基本としますが、用途地域の範囲であっても、現況が農地となっている箇所は「保全ゾーン」とし、将来的には用途地域の縮小を検討します。

良好・良質な市街地が形成されている地区ではその保全を図るとともに、道路未整備の地区では住環境整備を進めます。また、空知団地では、多面的な機能・施設の立地を誘導します。

② 保全ゾーン

石狩川、にわ山、奈井江川や、市街地周辺の田園地帯は「保全ゾーン」として位置付け、現在の自然や農地の良好な環境を末永く維持・保全していきます。

石狩川、にわ山、奈井江川は次世代まで継承する必要のある重要な地域資源であり、自然環境の適切な保全・育成を図ります。また、市街地周辺の田園地帯は、豊かな田園景観を形づくる重要な要素になっているため、農業の振興と調和を図りつつ、無秩序な農地の転用を抑制し、良好な農業基盤の維持管理を行います。

（２） 軸

活動が集中して行われる軸状の区域で、町民の生活や産業の基盤となる都市活動が中心的に展開される都市軸と、森林や河川などの地域の自然環境を体現する環境軸の二つの考え方によって土地利用や交通体系などの方針を総合的に設定します。

① 産業・経済軸

国道 12 号沿道は、道央地域の産業活動、都市活動が集積する北海道内の主要な国土軸であり、奈井江町においても商業・業務など都市的な機能集積が見られることから、「産業・経済軸」として位置づけます。

今後とも、その機能集積効果等を活かし、産業関連機能・施設の立地、広域交流施設などの立地、集積を図ります。

② 生活・活動軸

JR 奈井江駅～奈井江町役場一帯に至る道路沿道は、「生活・活動軸」として位置づけ、行政や公共交通あるいは医療・福祉サービスなど、住民の日常的な生活サービスを提供するほか、町を代表するようなシンボリックで魅力的な沿道景観を整備します。

③ 石狩川環境軸、にわ山環境軸

市街地外周で、自然環境を構成する中心的な要素である石狩川、にわ山森林自然公園とその周辺一帯を、それぞれ「石狩川環境軸」、「にわ山環境軸」として位置付けます。

これらの自然資源の保全に配慮しつつ、適切に活用するとともに、まちのたたずまいを規定する重要な自然景観として保全を図ります。

④ 奈井江川環境軸

奈井江川とその周囲の水と緑の空間を「奈井江川環境軸」と位置づけます。

市街地と石狩川、にわ山森林自然公園をつなぎ、自然空間を市街地内に取り込む役割を担う自然環境要素であることから、市街地内に魅力ある水辺環境を提供するとともに、市街地内の公園、緑地を水と緑のネットワークとして結びつける役割を果たすべき空間として活用を図ります。

にわ山森林自然公園からみた奈井江市街地

（3） 核･拠点

スポット的に機能・施設整備や基盤整備などを進める区域として核・拠点を位置づけます。

機能・施設整備などを進めるにあたっては、既存施設のリニューアルや機能再編など、多角的に進めます。

① 中心商業・業務核

JR 奈井江駅前、国道 12 号沿道を中心とした中心商店街は、「中心商業・業務核」と

して位置づけ、少子高齢化の進行等に対応した商店街としての役割向上を図ります。

中心市街地への居住の促進、商業機能の維持向上、町民が気軽に憩い、集うことができる休憩・交流機能を備えたコミュニティの核となる機能・施設の集積を図ります。

② 行政サービス核

奈井江町役場一帯は「行政サービス核」として位置づけます。役場庁舎、医療・福祉施設等の立地を活かし、町民への行政サービスの提供を図るとともに、シビックコア（住民活動の拠点）にふさわしい、広場機能、町のシンボル機能を高め、総合的な都市的サービスを提供します。

③ 健康・スポーツ交流核、教育文化核

市街地の東西にある町民体育館、中学校、社会教育施設一帯を、それぞれ「健康・スポーツ交流核」、「教育文化核」として位置付け、多世代がスポーツや文化活動を通して交流し、地域のコミュニティ活動の活性化を図ることのできる環境を維持します。

④ 多面的機能導入拠点

空知団地は、「多面的機能導入拠点」として位置付け、エネルギー・環境関連分野、介護などのコミュニティビジネス関連分野等、多面的な分野の産業集積を検討します。

⑤ 交流・レクリエーション拠点

交流プラザみなクル、地域交流センター（道の駅）、にわ山森林自然公園を「交流・レクリエーション拠点」として位置付けます。

町民が憩い、交流することのできる機能・施設整備を進めるほか、町外からの来訪者にとっても魅力的な観光資源となるよう活用を図ります。

交流プラザみなクル

【将来都市構造図】

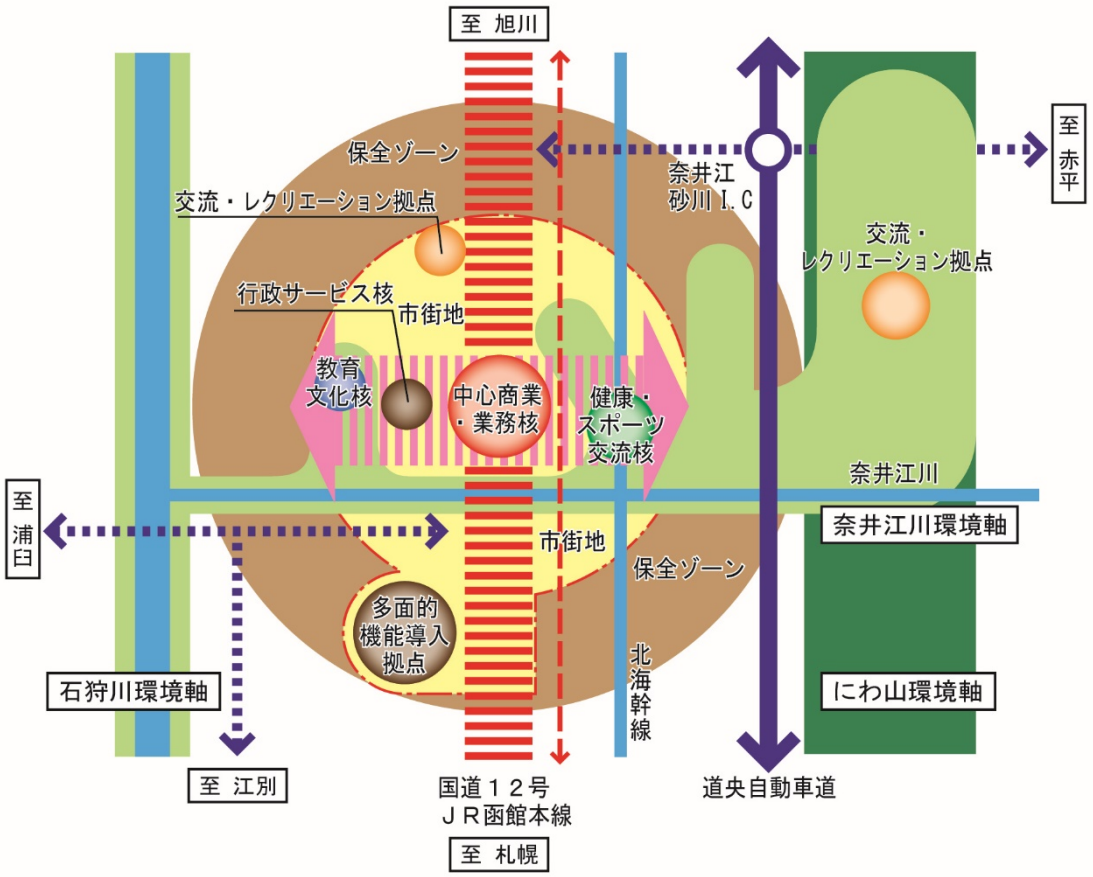

凡　　例
道央地域の「産業・経済軸」
町民の「生活・活動軸」
保全ゾーン（森林）
保全ゾーン（田園）
水・緑・オープンスペースのネットワーク
将来市街地ゾーン

表2－1　奈井江町の将来都市構造の構成要素

区分		定義
ゾーン	将来市街地ゾーン	奈井江町の将来の市街地の範囲
	保全ゾーン	現在の自然や農地の良好な環境を末永く維持・保全していくゾーン
都市軸	産業・経済軸	道央の物流をはじめ産業集積の機軸になっている国道 12 号沿道
	生活・活動軸	JR 奈井江駅～奈井江町役場一帯に至る道路沿道
	石狩川環境軸	石狩川とその周囲の水と緑の空間
	にわ山環境軸	にわ山森林自然公園と周辺の森林地帯
	奈井江川環境軸	奈井江川とその周囲の水と緑の空間
核・拠点	中心商業・業務核	JR 奈井江駅前、国道 12 号沿道を中心とした中心商店街
	行政サービス核	奈井江町役場一帯
	教育文化核	奈井江中学校、社会教育センター一帯
	健康・スポーツ交流核	体育館、寿公園一帯
	多面的機能導入拠点	空知団地
	交流・レクリエーション拠点	交流プラザみなクル、地域交流センター（道の駅）、にわ山森林自然公園

３．市街地整備の方針

３－１．土地利用の方針

（１） 土地利用の目標

奈井江町は、市街地の周辺に広がる森林などの恵まれた自然と豊かな田園地帯によって、優れた美しい景観、誇りの持てる故郷の豊かな風景が築かれています。この貴重な資産の維持・保全及び規制・誘導を適切に行い、次代を担う人々へと末永く継承することを目標とします。

また、国道１２号による人や物の流動を活かして、商業、業務、生産機能など多様な機能の立地を図ることを目指し、長期的な視点から土地利用の方針を定めます。

（２） 土地利用の基本方針

① 住居系土地利用

既存の住宅地の範囲を基本に、移住・定住の促進に向けた住環境の整備や道路未整備地区の解消を進めます。

空き地などについては、住民の参加・協力によって適正な維持管理を行うなど市街地環境の向上に資するように誘導し、住宅地の魅力、質的な向上を図るとともに、住民にとって身近な冬期の堆雪場としても活用し、総合的なまちの魅力向上を図ります。空き家についても、雪による倒壊の危険性や景観上好ましくない等危険な建物の撤去を促進するための取組みを進めます。

なお、用途地域が指定された範囲で、現況が優良な農地となっている地区については、用途地域の縮小など、将来的に土地利用の見直しを検討します。

② 商業・業務系土地利用

既存の公共公益施設や交流施設を活用した賑わいの創出に努め、市街地の空洞化を防ぐことを目指します。また、既成市街地内の空き地などを活用した定住支援を行い、移住・定住の推進と市街地の質的な魅力の向上を図ります。

また、お年寄りの移動・移送サービスと連動した商店街サービスの提供など、中心市街地が少子化、高齢化の進む社会状況に対応して必要な役割を担うことができるよう、環境整備に取り組みます。

③ 沿道サービス系土地利用

背後の農業系の土地利用との調和に配慮しつつ、地域住民の利便性向上に役立つ生活関連施設の整備を誘導します。一方で、都市的土地利用の見込めない地区は用途地域の縮小を検討し、農業的土地利用の維持・保全を図ります。

④ 工業系土地利用

奈井江町の雇用を確保し、活力のある地域産業の維持向上を図るため、工業団地など工業系の土地利用の推進を図ります。

空知団地では、情報技術分野、環境関連分野、医療・福祉関連分野、アグリビジネス関連分野など、多面的な事業分野の企業立地を進めます。

奈井江工業団地に関しては、企業の生産動向に対応し、団地環境の整備、施設立地の検討などを進めます。

⑤ 公園・緑地その他の土地利用

緑豊かな美しい住宅地及び街並みの形成に向けて、既存の公園・緑地の維持保全を基本に土地利用を図ります。

また、公園・緑地は災害時の避難場所、緊急物資などの集積場など、防災基盤としての意義・役割が大きいことから、すでに都市計画決定が行われたままで未整備状態に置かれている公園については、長期的な視点から整備の必要性について検討などを進めます。

⑥ 用途地域の指定のない区域の土地利用

用途地域の指定のない区域については、必要に応じて建築物の形態制限の見直しや特定用途制限地域の指定等により、沿道景観や周辺の田園環境、既存住宅の住環境の保全を図ります。

また、火葬場については老朽化により施設の維持が困難なことから、令和２年度末をもって供用を廃止し、令和３年度からは砂川市に存在する砂川地区保健衛生組合の火葬場の共同利用を始めるとともに、都市計画変更（廃止）の手続きを進めます。

（３） 洪水浸水想定区域の土地利用

奈井江町には洪水による浸水や土砂災害の危険がある区域が存在しています（P47参照）。中でも、石狩川の洪水による洪水浸水想定区域は、将来市街地ゾーンを含む奈井江町の都市計画区域の広い範囲が含まれています。

洪水浸水想定区域となっている将来市街地については、引き続き主に住居系土地利用として活用を図りますが、洪水ハザードマップ等を活用して、災害ハザードの周知や啓発に努めながら、生命や財産にも被害を及ぼす危険性が存在することを住民に十分に理解していただけるよう、防災意識の向上を図ります。

また、P8 で示した「防災性の高いまちづくり」に向けた取組みを進めていきます。

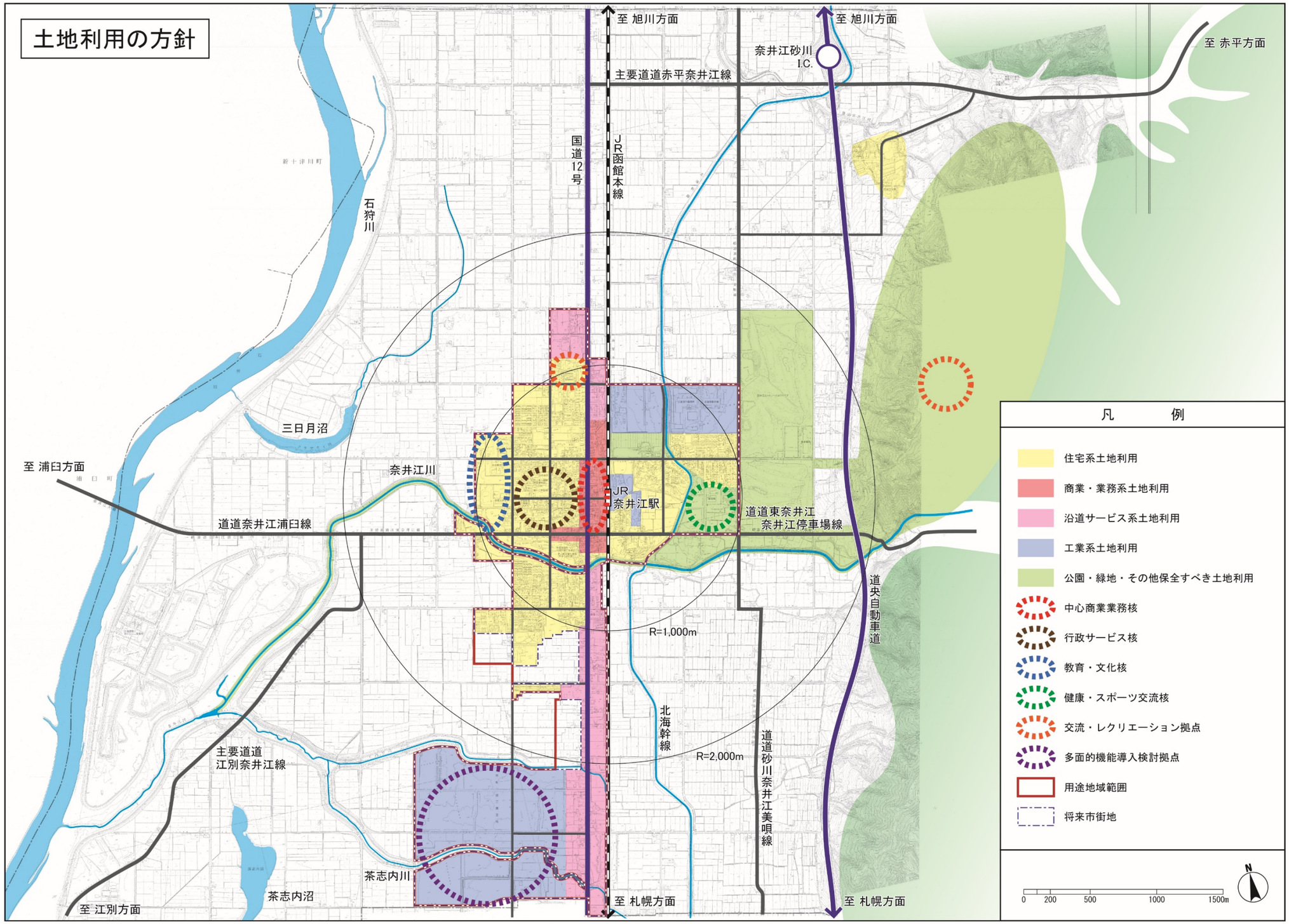
土地利用の方針
至 旭川方面
至 旭川方面
奈井江砂川
I.C.
至 赤平方面
主要道道赤平奈井江線
国道12号
JR函館本線
石狩川
三日月沼
至 浦臼方面
奈井江川
JR
奈井江駅
道道東奈井江
奈井江停車場線
道道奈井江浦臼線
道央自動車道
R=1,000m
北海幹線
R=2,000m
道道砂川奈井江美唄線
主要道道
江別奈井江線
茶志内川
茶志内沼
至 江別方面
至 札幌方面
至 札幌方面
凡　　例
住宅系土地利用
商業・業務系土地利用
沿道サービス系土地利用
工業系土地利用
公園・緑地・その他保全すべき土地利用
中心商業業務核
行政サービス核
教育・文化核
健康・スポーツ交流核
交流・レクリエーション拠点
多面的機能導入検討拠点
用途地域範囲
将来市街地
0
200
500
1000
1500m
N

３－２．道路･交通体系の形成方針

（１） 道路･交通体系の目標

奈井江町は、道央の広域的な都市軸上に位置し、道央自動車道奈井江砂川 IC、国道１２号、JR 函館本線など広域交通ネットワークに恵まれた立地環境を有しています。

こうした立地特性を活かし、町民の買物、医療・福祉などの暮らしと災害時の安全・安心及び地域の産業活動を支える道路・交通体系の形成を図ります。

（２） 道路･交通体系の基本方針

① 広域道路網・交通拠点の整備

イ．広域道路網の整備促進及び適切な維持管理の要請

道央自動車道、国道 12 号は都市間を相互に連絡し、奈井江町のみならず道央地域全体の産業・経済、住民生活などに重要な役割を担っています。

このため、冬期の除排雪の着実な実施、安全で快適な道路環境の形成に向けた国道の道路構造の改良などを国へ要請し、速達性、確実性に優れた道路網の維持・向上に取り組みます。

ロ．公共交通の乗継拠点の整備

今後、自動車交通に過度に依存しなくても、利便性に優れた快適な暮らしを支える、まちづくりが重要になってきます。

このため、お年寄りなど自動車を利用しない住民のためにバス交通等の確保を図るとともに、バス、ＪＲ、自家用車の乗継拠点として既存の奈井江駅前広場に加え、周辺の環境整備に総合的に取り組みます。

ハ．分かりやすい案内サインの整備

町外からの来訪者を奈井江町に分かりやすく向かい入れるため、主要交差点などの主要なアクセスポイントなどにおいて、分かりやすくデザインの優れた案内サインの整備などに取り組みます。

また、奈井江町の自然と市街地が調和した優れたたたずまいを来訪者に印象付けるため、街路及び沿道の緑化を進め、良質な道路景観の形成と自動車の円滑な誘導に努めます。

② 市街地の骨格となる主要道路の整備

イ．主要な施設をネットワークする道路の整備及び適切な維持管理の要請

市街地内の公共公益施設を結ぶ道路は、一定の整備水準に達していますが、老朽化した道路施設等が増えており、安全な道路交通確保のため、適正な維持管理と改修工事を進めます。

また、沿道に公園などが立地する路線では、樹種や案内サイン、ストリート・ファニチュアなど公園の緑と一体なった道路環境の形成を図り、町全体で統一の取れた整備を進めます。

ロ．地域間の連携促進

向ヶ丘地区、空知団地と奈井江市街地間を連絡する道路網の適正な維持管理に努め、市街地の一体性、相互連絡性を高め、職住が近接し、ゆとりを持って働き、暮らすことのできる環境整備に取り組みます。

③ 歩行者ネットワークの形成方針

歩行者が安全・快適に移動することができるよう、緑につつまれた歩行者ネットワークを形成します。

また、幹線道路は町内の公共公益施設を結ぶ主要な道路となっていることから、段差の解消など歩道のバリアフリーを推進し、歩行者・自転車が安全・快適に通行できるよう努めます。

④ その他の方針

住宅立地が進む一方、道路整備の進んでいない地区では、私道の町道への認定と整備を進め、地震、火災などの災害時にも安全な環境整備に取り組みます。

国道 12 号沿道の奈井江市街地

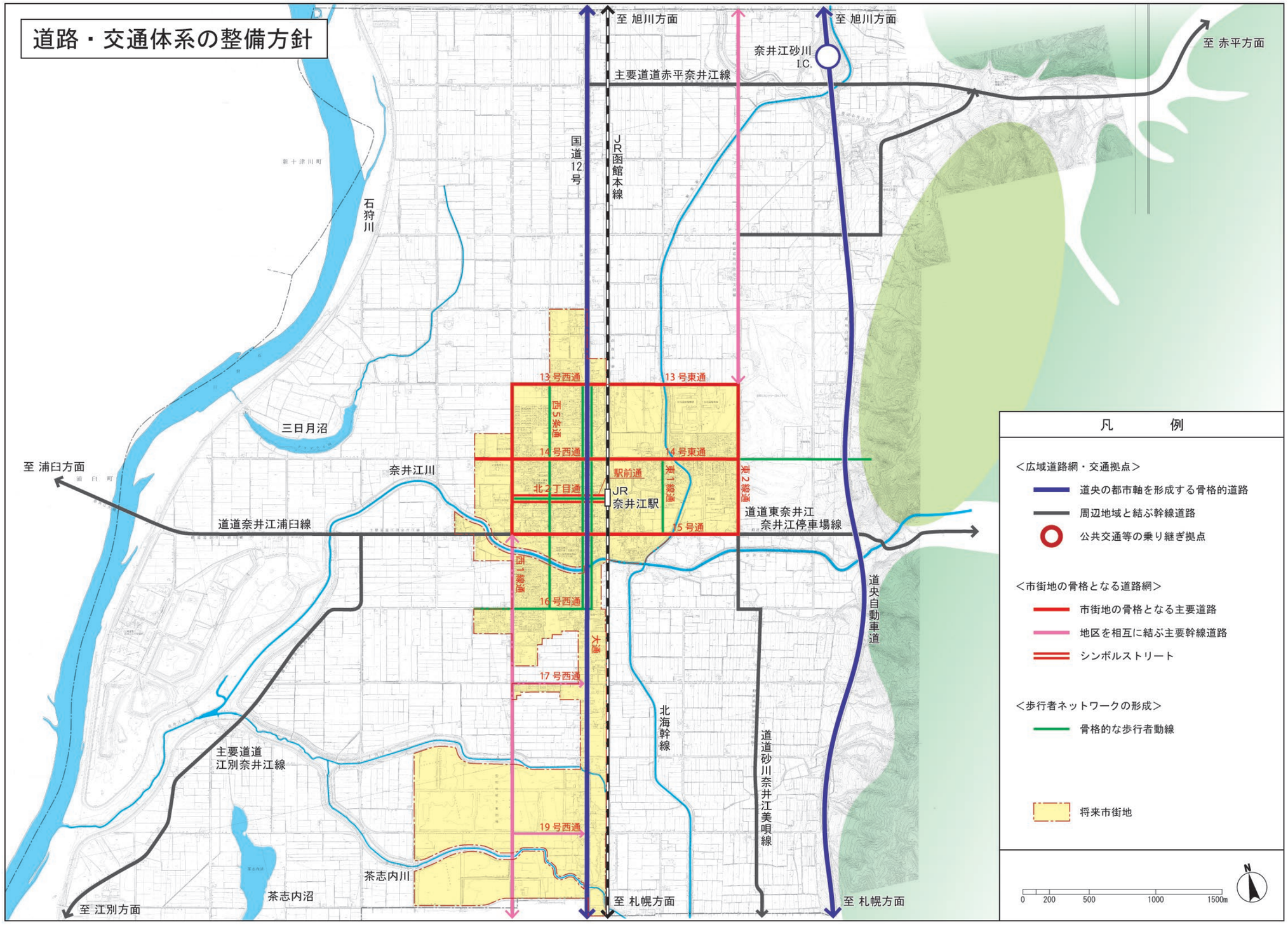
道路・交通体系の整備方針
至 旭川方面
至 旭川方面
至 赤平方面
奈井江砂川 I.C.
主要道道赤平奈井江線
国道12号
JR函館本線
石狩川
三日月沼
13号西通
13号東通
国5線通
14号西通
14号東通
駅前通
東1線通
東2線通
北2丁目通
JR 奈井江駅
15号通
至 浦臼方面
奈井江川
道道奈井江浦臼線
道道東奈井江 奈井江停車場線
国1線通
16号西通
大通
道央自動車道
17号西通
北海幹線
主要道道 江別奈井江線
道道砂川奈井江美唄線
19号西通
茶志内川
茶志内沼
至 江別方面
至 札幌方面
至 札幌方面
凡　例
＜広域道路網・交通拠点＞
道央の都市軸を形成する骨格的道路
周辺地域と結ぶ幹線道路
公共交通等の乗り継ぎ拠点
＜市街地の骨格となる道路網＞
市街地の骨格となる主要道路
地区を相互に結ぶ主要幹線道路
シンボルストリート
＜歩行者ネットワークの形成＞
骨格的な歩行者動線
将来市街地
0 200 500 1000 1500m
N

３－３．公園・緑地の整備方針

（１） 公園・緑地の目標

奈井江町は、市街地西側の石狩川、市街地東側のにわ山に代表される森林地帯の豊かな自然環境につつまれ、広大な田園地帯とともに、これら地域資源を背景としてまちの発展が築かれてきました。

このようなまちの発展の歴史を継承するため、これら恵まれた自然環境、田園環境の維持保全、市街地の緑のネットワークの形成を図ることを公園・緑地整備の目標とします。

【地域の空間構造】

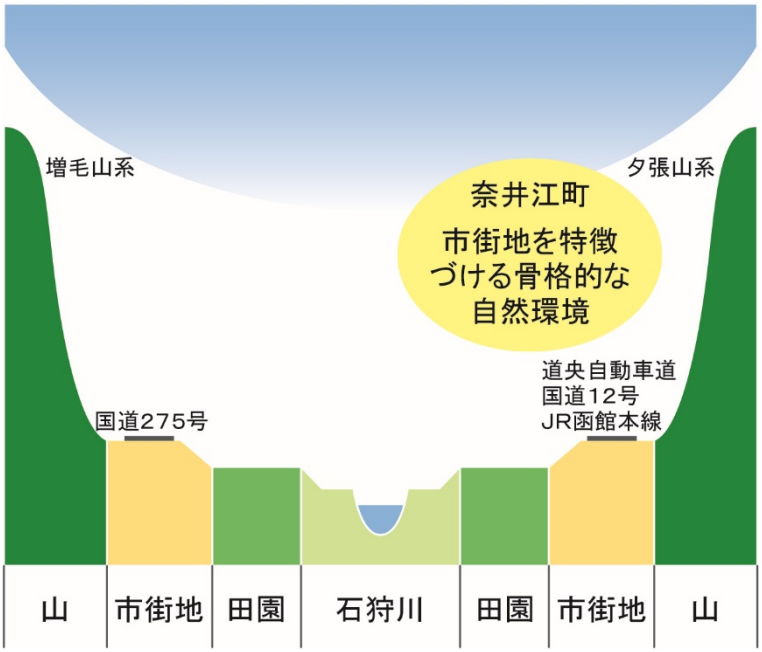

にわ山森林自然公園から増毛山系を望む

（２） 公園･緑地の基本方針

① 緑のネットワークの形成

イ．河川、森林及び田園を活用した骨格的な緑の形成

石狩川、奈井江川の豊かな水辺と、にわ山森林自然公園など森林及び田園地帯は、奈井江町の自然景観を形成し、地域の特徴、個性ともなっています。

このような特徴を活かすため、これら自然資源を奈井江町全体の緑のネットワーク形成の主要な要素とし、維持・保全を図るとともに環境に配慮した有効利用に努めます。

ロ．市街地内の骨格的な緑の形成

既存の公園緑地のほか、敷地規模が大きな小中学校、工業団地、主要な公共施設を市街地内の緑のネットワークを形成する主要な施設や場所とします。

これらの施設、場所については、施設管理者等の理解と協力の基に積極的な緑化を進め、市街地景観の向上、住民が身近に親しむことのできる環境の形成を図ります。

ハ．魅力的な市街地を形成する緑地、緑道整備

町民の協力により、空き地などを活用した緑地の整備及び歩道、路肩などの植樹を進め、緑道・歩道のネットワークを形成し、豊かで魅力的な市街地の形成を図ります。

にわ山森林自然公園

②　“町の顔”としての緑の形成

交通量の多い国道１２号について、植栽の充実などにより並木が美しい道路環境の整備を推進します。

また、町の個性、豊かさなどを来訪者に印象付けられるように、市街地のゲートに該当する交差点やその周辺において緑化を推進し、“町の顔”にふさわしい緑地景観を形成します。

国道 12 号沿道の街並み

③ 身近な公園・緑地などの整備

身近な公園・緑地については、子育て世代などの町民ニーズを捉えながら適正に管理し、災害時の避難空間の確保など安全性向上やお年寄りから子どもまで、誰もが日常的に利用できるコミュニティスペースなどに利用します。

また、公園・緑地は災害時の避難場所、緊急物資などの集積場など、防災基盤としての意義・役割が大きいことから、すでに都市計画決定が行われたままで未整備状態に置かれている公園については、長期的な視点から整備の必要性について検討などを進めます。

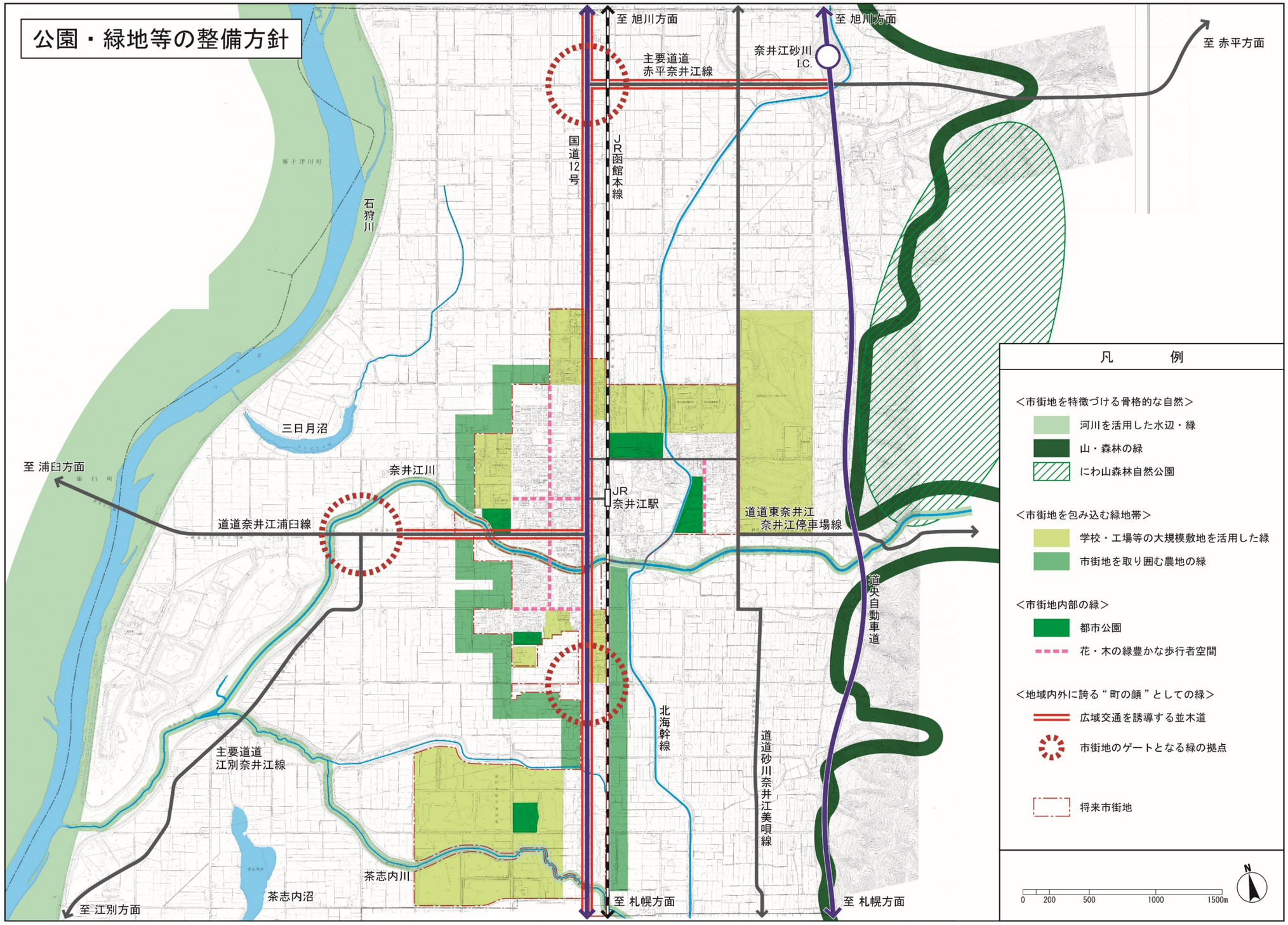
公園・緑地等の整備方針
至 旭川方面
至 旭川方面
至 赤平方面
主要道道
赤平奈井江線
奈井江砂川
I.C.
国道12号
JR函館本線
石狩川
三日月沼
至 浦臼方面
奈井江川
JR
奈井江駅
道道奈井江浦臼線
道道東奈井江
奈井江停車場線
道央自動車道
北海幹線
道道砂川奈井江美唄線
主要道道
江別奈井江線
茶志内川
茶志内沼
至 江別方面
至 札幌方面
至 札幌方面
凡　　例
＜市街地を特徴づける骨格的な自然＞
河川を活用した水辺・緑
山・森林の緑
にわ山森林自然公園
＜市街地を包み込む緑地帯＞
学校・工場等の大規模敷地を活用した緑
市街地を取り囲む農地の緑
＜市街地内部の緑＞
都市公園
花・木の緑豊かな歩行者空間
＜地域内外に誇る“町の顔”としての緑＞
広域交通を誘導する並木道
市街地のゲートとなる緑の拠点
将来市街地
0
200
500
1000
1500m
N

３－４．下水道の整備方針

（１） 下水道整備の目標

下水道は、水質汚濁の防止による環境の維持・保全、循環型の環境に与える負荷の小さな地域づくりなど多様な役割を担っています。

奈井江町では、これら下水道の役割を踏まえ、公衆衛生の向上など町民の安全で豊かな生活の維持向上を図るとともに、自然と調和した環境負荷の小さなまちづくりを目指します。

（２） 下水道整備の基本方針

① 生活環境の改善

イ．市街地における下水道の普及促進

引き続き水洗化未着手の住民への啓発を行い、空知管内有数の下水道処理人口普及率の向上を図ります。

また、雨水対策の対象区域について、雨水幹線の整備を図ります。

ロ．下水道未整備地区の解消

公共下水道区域以外の集落地区では、特定環境保全公共下水道の整備など地域にあった下水道処理施設の整備を検討し、生活環境の改善及び水質保全を図るものとします。

また、その他の地域では、住民の理解と協力により合併処理浄化槽の整備・普及に取り組みます。

ハ．土地利用に応じた処理区域等の見直し

市街地の今後の土地利用の進展状況にあわせて、下水道処理区域、計画区域、事業認可区域などの見直しを行い、計画的で効率的な整備に取り組みます。

二．融雪溝、融雪槽等の維持管理

冬を快適に過ごすためのインフラとして、既設の融雪溝、融雪槽の適切な維持管理を図ります。

維持管理にあたっては、高齢化等の進展に対応し、地域として維持管理できる方策を検討していきます。

② 自然生態系への配慮

イ．雨水の河川への流入抑制

石狩川の総合的な治水対策の一環として、森林や公園、大規模な公共施設の地下浸透性能の維持・向上を図るなど、雨水の流出抑制による内水氾濫対策などを引き続き進めるとともに、市街地の浸水対策を進めます。

ロ．河川の水質維持・監視の徹底

有害科学物資、病原性微生物などの河川への流出を防ぐため、下水道処理施設の適切な運営、維持管理を図るとともに、下水道処理水に対する十分な監視を行い、環境リスクの低減に努めます。

③ 下水道資源の有効利用

イ．省資源・省エネルギー型社会への貢献

引き続き、下水道処理水の流圧や熱エネルギーを活用した融雪システムの維持管理と有効活用に取り組みます。

市街地内に設けられた融雪システムの投雪溝

また、下水汚泥等を活用した肥料、建設資材及びエネルギーの視点からのバイオマス活用など、資源循環型で持続的な地域づくりに向けた下水道資源の有効利用の取組みの検討を行います。

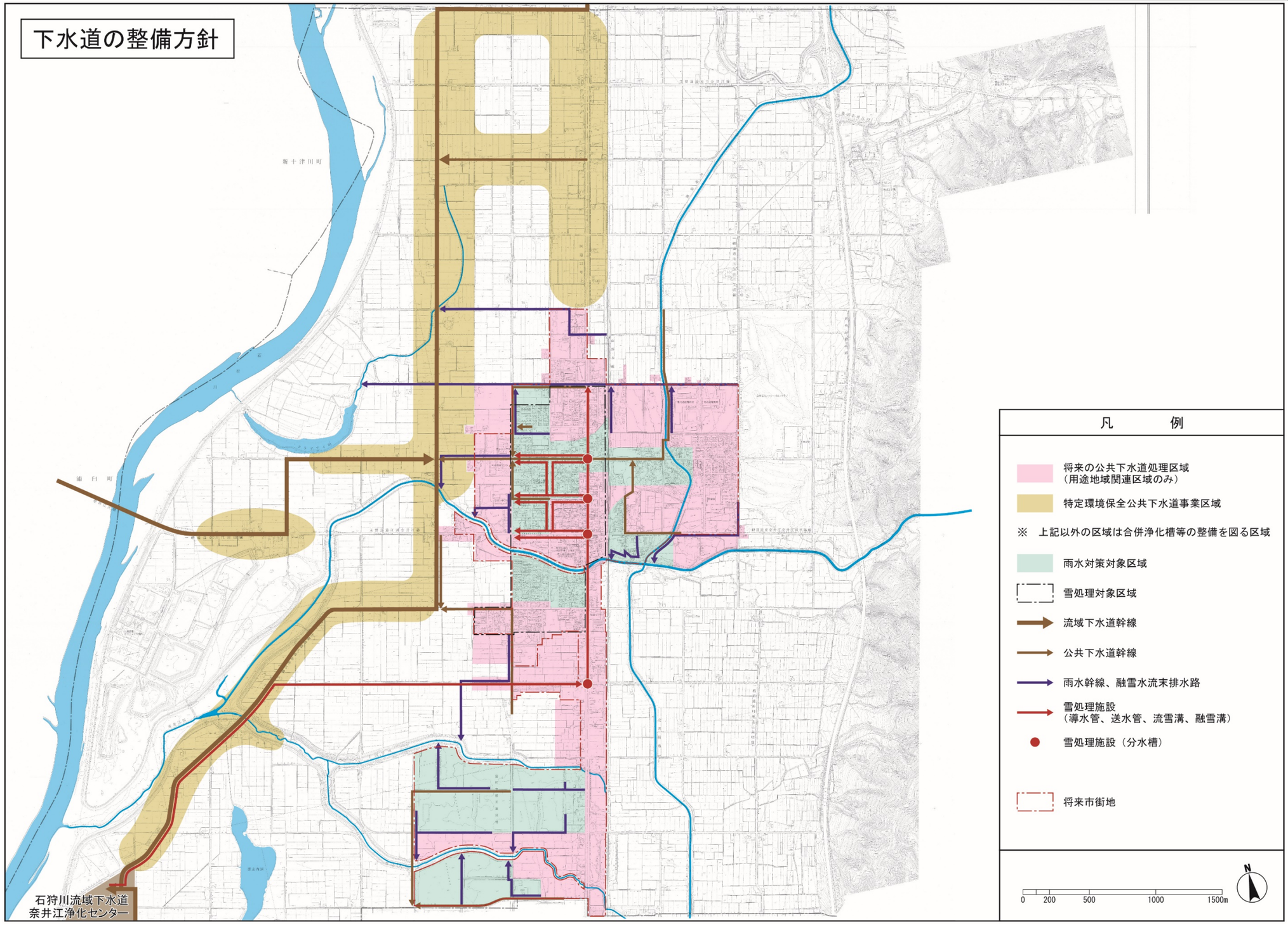
下水道の整備方針
新十津川町
浦臼町
石狩川流域下水道
奈井江浄化センター
凡　　例
将来の公共下水道処理区域
（用途地域関連区域のみ）
特定環境保全公共下水道事業区域
※　上記以外の区域は合併浄化槽等の整備を図る区域
雨水対策対象区域
雪処理対象区域
流域下水道幹線
公共下水道幹線
雨水幹線、融雪水流末排水路
雪処理施設
（導水管、送水管、流雪溝、融雪溝）
雪処理施設（分水槽）
将来市街地
0
200
500
1000
1500m
N

３－５．交流･レクリエーション環境の整備方針

（１） 整備の目標

交流やレクリエーション環境の整備にあたっては、地域の自然、人材等の地域資源を活かしながら、町民や観光などでの来訪者がともに満足し、安らぎの得られる空間の形成を図ります。また、自然環境の活用にあたっては、動植物や水循環などの自然生態系に配慮します。

（２） 交流･レクリエーション環境整備の基本方針

① 魅力的な活動フィールドの整備

市街地の近郊に位置しているにわ山森林自然公園周辺では、森林環境を活かした身近な町民の交流・レクリエーション空間を形成します。

市街地内を貫流している奈井江川では、親水空間作りや隣接している都市公園との一体的な整備を進めるなど、より身近なレクリエーション空間の形成を図ります。

交流・レクリエーション環境の整備例

② 軸や拠点における環境整備

イ．生活・活動軸の整備

「生活・活動軸」として位置付けられる、JR 奈井江駅前から奈井江町役場、小学校、中学校にいたる道路沿道は、歩道、街路樹の整備など町民が集い、様々な活動が展開される空間にふさわしい整備に取り組みます。

ロ．交流・レクリエーション施設の活用

交流プラザみなクル、地域交流センター（道の駅）、にわ山森林自然公園等の交流・レクリエーション施設は、長寿命化を図るため、施設の適切な改修や維持管理を行うほか、施設の性質・特色に応じた利活用に努めます。

ハ．多面的機能導入拠点の検討

空知団地においては、在来型の製造業だけではなく、展示会、見本市などの産業交流等の促進拠点となるよう、多面的な機能、施設の立地促進に向け、継続的に検討を進めます。

③ 地域資源のネットワーク化

イ．ウエルカムゾーン、ウエルカムロードの整備

国道 12 号の高速道路ＩＣへの分岐交差点など、町外から奈井江町にアクセスする際の主要なゾーンでは、関係権利者等の理解と協力のもと、市街地への適切な誘導を図るためのデザイン化された案内サインの整備を図るほか、緑の創出、良好・良質な街並みの誘導、形成を図ります。

また、国道 12 号などの主要幹線道路において植栽の充実を図り、町民及び来訪者双方にとって魅力的な空間整備に努めます。

ロ．情報提供機能等の整備

交流プラザみなクル、地域交流センター（道の駅）、ＪＲ奈井江駅では、情報案内・提供機能の整備、充実を図り、奈井江町の観光情報、地域情報を広く提供し、来訪者の利便性向上を図ります。

ハ．地域交流センター（道の駅）における防災機能の強化

地域交流センター（道の駅）は、道央圏の大動脈である国道 12 号沿いに位置し、災害等の非常時に広域的な防災拠点としての役割を果たすことが期待されるため、備蓄倉庫等、災害時に必要な設備の導入を進め、防災機能の強化を図ります。

奈井江町道の駅「ハウスヤルビ　ないえ」

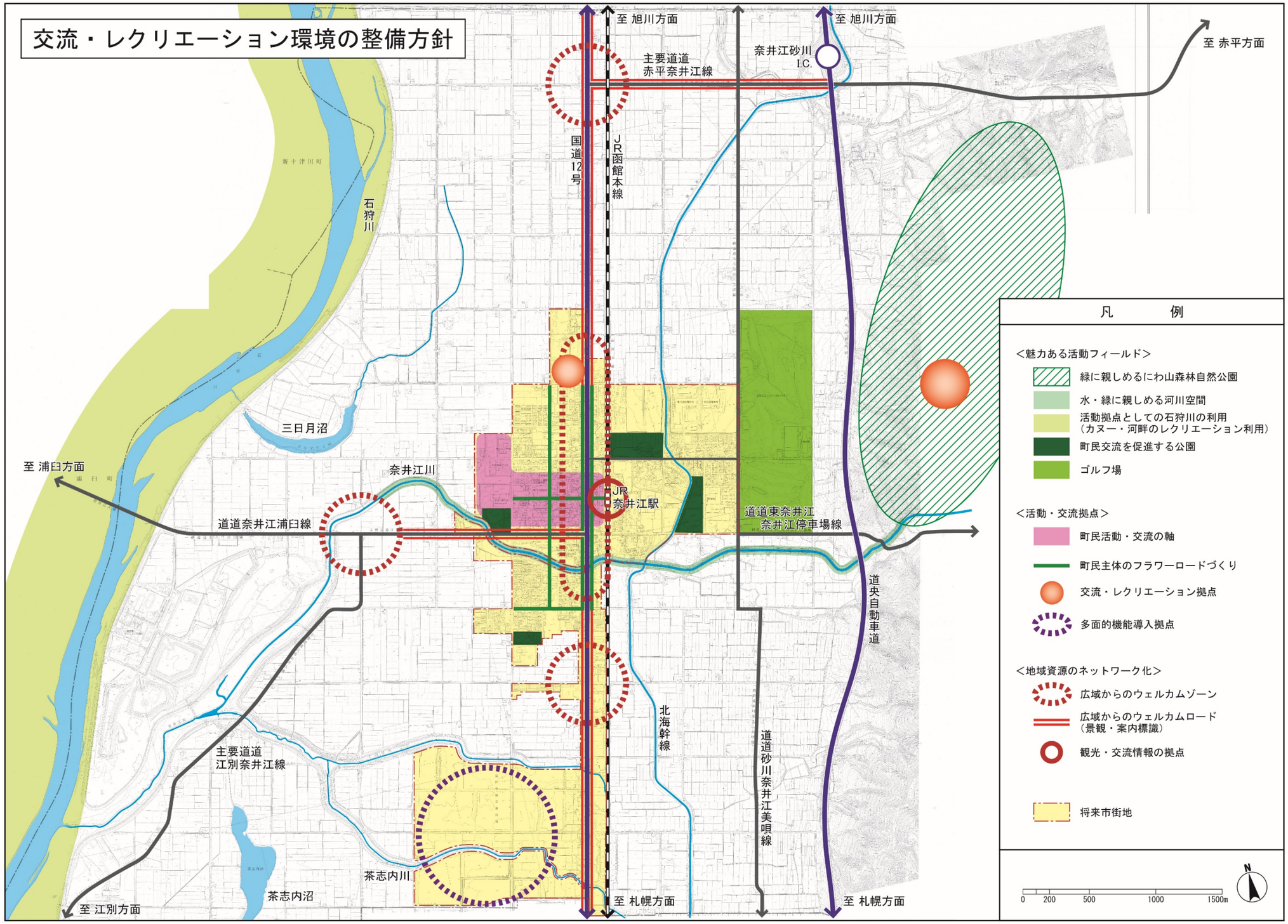
交流・レクリエーション環境の整備方針
至 旭川方面
至 旭川方面
至 赤平方面
主要道道
赤平奈井江線
奈井江砂川
I.C.
国道12号
JR函館本線
石狩川
三日月沼
至 浦臼方面
奈井江川
JR
奈井江駅
道道奈井江浦臼線
道道東奈井江
奈井江停車場線
道央自動車道
北海幹線
道道砂川奈井江美唄線
主要道道
江別奈井江線
茶志内川
茶志内沼
至 江別方面
至 札幌方面
至 札幌方面
凡　　例
＜魅力ある活動フィールド＞
緑に親しめるにわ山森林自然公園
水・緑に親しめる河川空間
活動拠点としての石狩川の利用
（カヌー・河畔のレクリエーション利用）
町民交流を促進する公園
ゴルフ場
＜活動・交流拠点＞
町民活動・交流の軸
町民主体のフラワーロードづくり
交流・レクリエーション拠点
多面的機能導入拠点
＜地域資源のネットワーク化＞
広域からのウェルカムゾーン
広域からのウェルカムロード
（景観・案内標識）
観光・交流情報の拠点
将来市街地
0
200
500
1000
1500m
N

３－６．その他の施設の整備方針

（１） 火葬場

現在、奈井江町と浦臼町の２町で共同利用している火葬場については、利用者が減少する中で、施設の老朽化による大規模改修が必要となり施設を維持することが困難であることから令和２年度末を持って廃止し、令和３年度からは砂川市に存在する砂川地区保健衛生組合の火葬場を共同で利用します。

４．まちづくりの推進に向けて

４－１．まちづくりの推進方針

第６期まちづくり基本計画の「まちづくりの基本目標」である、「みんなが参加するまちづくり」、「心豊かな住みよいまちづくり」、「未来につなぐまちづくり」を進めるため、町民一人ひとりが主体的に取り組んでいくとともに、町民と町がともに考え行動する、協働のまちづくりを次の方針により進めます。

（１） 町民意見を受け止める機会の創出

町民懇談会、町民フォーラム、まちづくり協議会等を通じ、町民意見を幅広く受け止める機会を創出します。

（２） 町民意見の反映に向けた体制づくり

各種プロジェクト、施設整備の計画策定にあたっては、町民公募による委員会の設定、パブリック・コメントの実施など多様な取組みにより町民意見を積極的に取り入れます。

（３） 地域づくり・人づくりの推進

「まちづくりワークショップ」などを通して、行政課題、まちづくり課題を町民と町がともに考え、対策を実践していくための、地域づくりのリーダーや団体の育成を図っていきます。

（４） コミュニティ組織の活性化の支援

町内会、ボランティア、NPO 組織、その他任意の団体などの町民の自発的な取組みにより郷土意識や相互連帯意識、自治意識が高まるよう、地域を構成するこれらのコミュニティ組織の活性化を支援します。

5. 資料編　奈井江町の概要

5－1．町の現況把握

（1） 人口

① 人口の推移・推計

奈井江町の人口は減少を続けており、2015 年（平成 27 年）には 5,674 人となっています。また、人口減少とともに少子高齢化が進行しており、2015 年（平成 27 年）の年少人口割合は 9.1％である一方、高齢者人口割合は 39.0％となっています。

今後の推計においても、人口減少、少子高齢化が続くと見込まれており、目標年次である 2040 年（令和 22 年）には、人口が 3,275 人まで減少し、高齢者人口割合は 54.4％まで増加すると見込まれています。

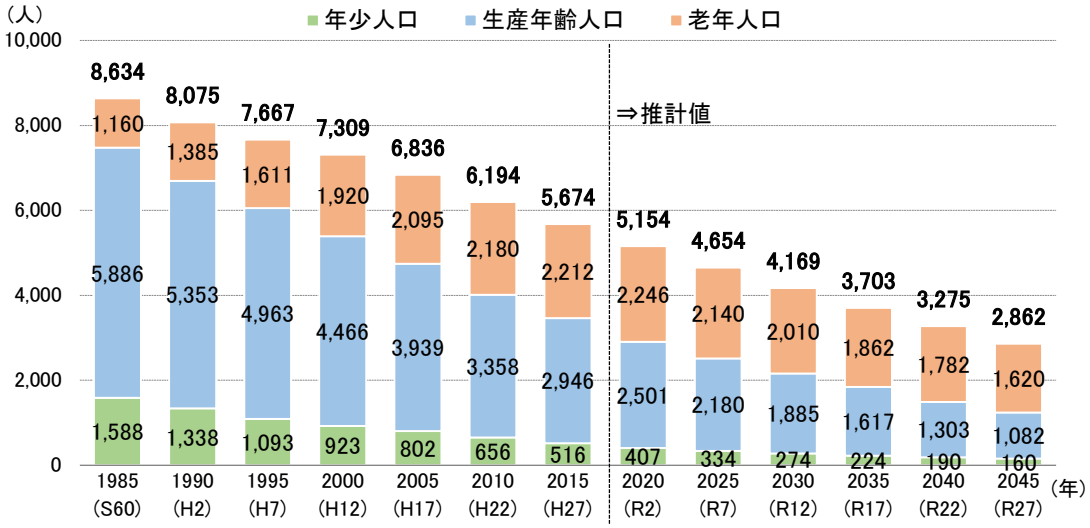

図5－1　奈井江町の人口の推移・推計

資料：総務省「国勢調査」、国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口」

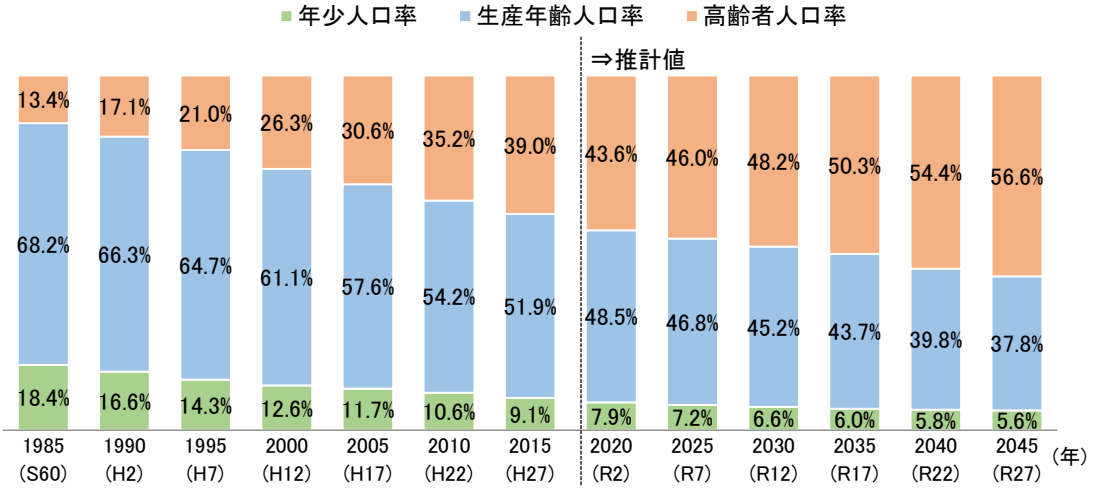

図5－2　奈井江町の年齢3区分別人口の推移・推計

資料：総務省「国勢調査」、国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口」

② 人口動態の動向

2003 年（平成 15 年）以降の奈井江町の人口動態をみると、出生数は減少傾向にあり、2008 年（平成 20 年）以降は 30 人以下で推移しています。死亡数はやや増加傾向にあり、2012 年（平成 24 年）以降は 90 人以上で推移しています。これにより奈井江町は自然減の状態が続いており、2012 年（平成 24 年）以降は 70 人以上の自然減少が続いています。

社会動態をみると、奈井江町は転出数が転入数を上回る社会減少の状態が続いていますが、転入数と転出数の差が少なくってきており、2013 年（平成 25 年）以降、社会減少数は 50 人以下となっています。

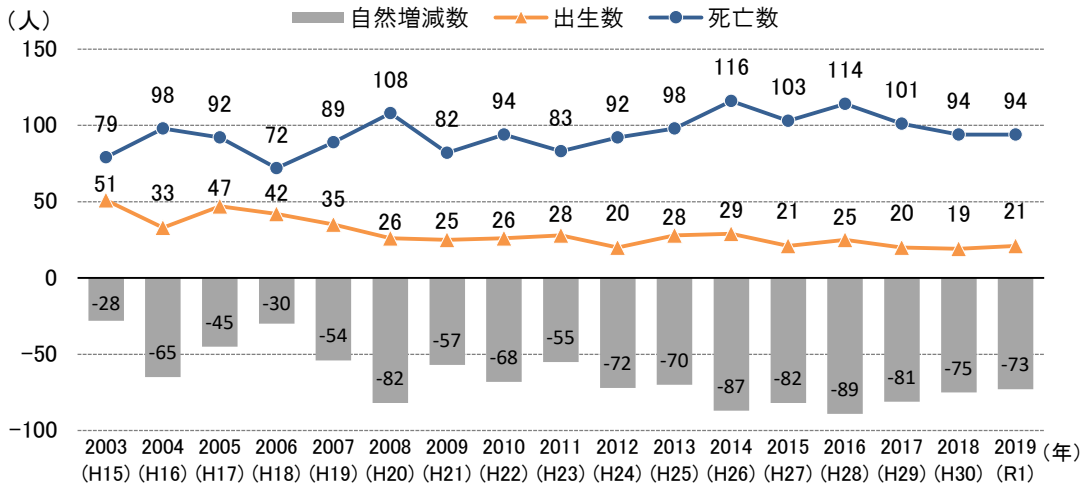

図5－3　奈井江町の人口動態の推移（自然動態）

資料：奈井江町「住民基本台帳」

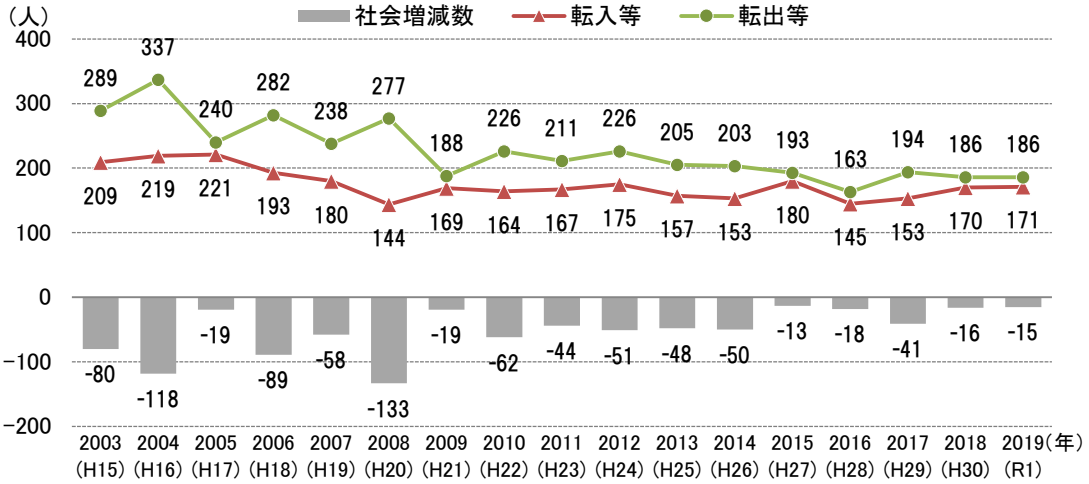

図5－4　奈井江町の人口動態の推移（社会動態）

資料：奈井江町「住民基本台帳」

（２） 土地利用

① 都市計画の指定状況

奈井江町は、約 5,247ha が都市計画区域に指定されており、そのうち、約 522.4ha に用途地域が指定されています。用途地域の指定状況をみると、住居系用途地域が 265.4ha で全体の 50.8%、工業系用途地域が 244.0ha で全体の 46.7%、商業系用途地域が 13.0ha で全体の 2.5%となっています。

表５－１　用途地域面積

種類		面積(ha)	比率
	第一種低層住居専用地域	35.0	4.4%
	第二種低層住居専用地域	2.4	0.3%
	第一種中高層住居専用地域	139.0	17.4%
	第二種中高層住居専用地域	51.0	6.4%
	第一種住居地域	38.0	4.7%
住居系用途地域　計		265.4	50.8%
	近隣商業地域	2.0	0.2%
	商業地域	11.0	1.4%
商業系用途地域　計		13.0	2.5%
	準工業地域	85.0	10.6%
	工業地域	121.0	15.1%
	工業専用地域	38.0	4.7%
工業系用途地域　計		244.0	46.7%
合計		522.4	

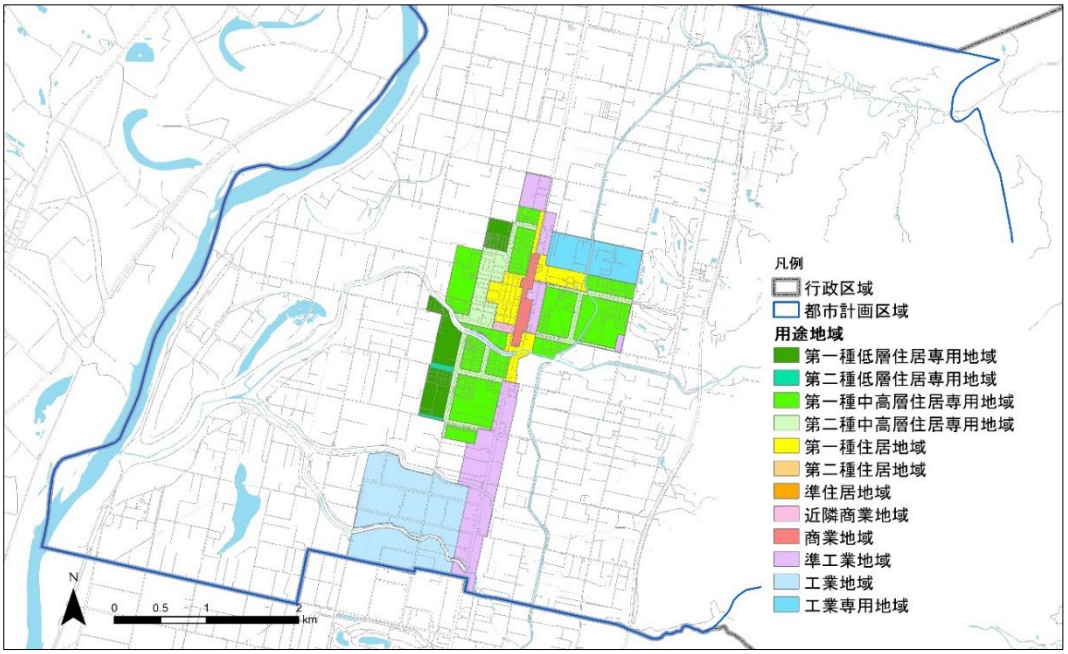

図５－５　奈井江町の用途地域の指定状況

資料：「国土数値情報」

① 土地利用の状況

都市計画区域内の土地利用の状況をみると、用途地域範囲外は田やその他の農用地、及び森林の面積が多くなっています。

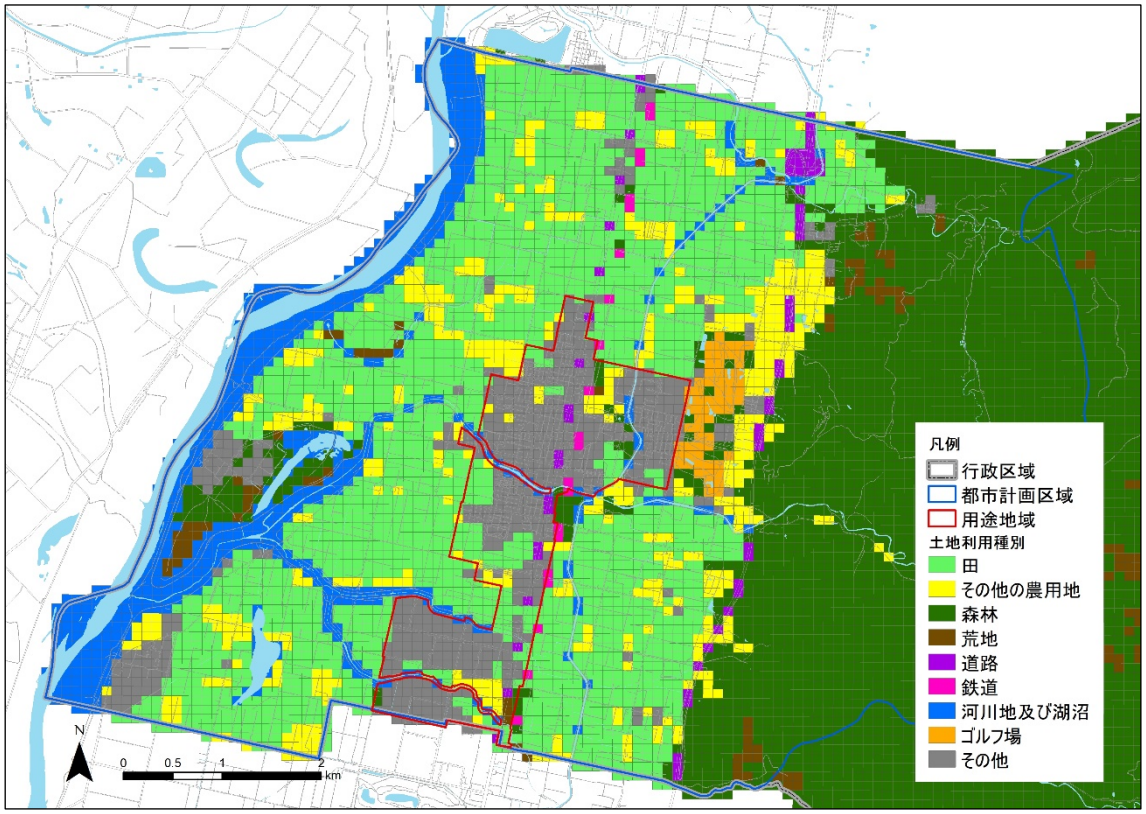

図5－6　土地利用の状況

資料：「国土数値情報」

（３） 交通

① バス路線網

奈井江町には、中央バス(株)による路線バスが美唄市と滝川市を結んでいるほか、奈井江町内の路線として、奈井江町営バス、浦臼町と奈井江町を結ぶ路線として、浦臼町営バスが運行しています。

表５－２ 奈井江町のバス路線の状況

バス路線		平日の運行便数
中央バス		美唄行：14 本/日、滝川行：15 本/日
町営バス	市街地循環線	４本/日
	向ヶ丘線	奈井江温泉行：５本/日、みなクル行：６本/日
浦臼町営バス		浦臼行：６本/日、奈井江駅行：５本/日

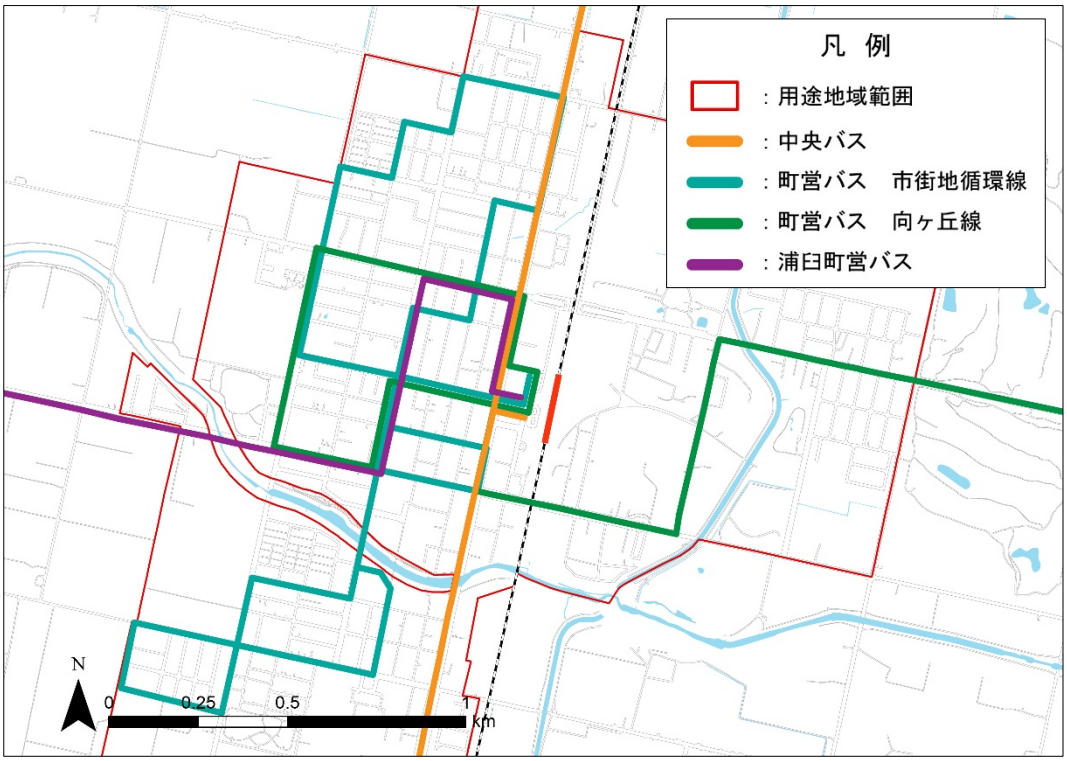

図５－７ 路線バスの運行ルート

② 通勤・通学の状況

通勤者の状況をみると、他市町村に住み奈井江町で働く就業者数は 1,352 人、奈井江町に住み他の市町村で働く就業者は 837 人となっています。

奈井江町に通勤している就業者の常住市町村の内訳をみると、砂川市が最も多く 481 人、次いで滝川市が 298 人、美唄市が 217 人となっています。

また、奈井江町に住み他市町村で働く従業者の従業市町村の内訳は、砂川市が最も多く 340 人、次いで美唄市が 154 人となっています。

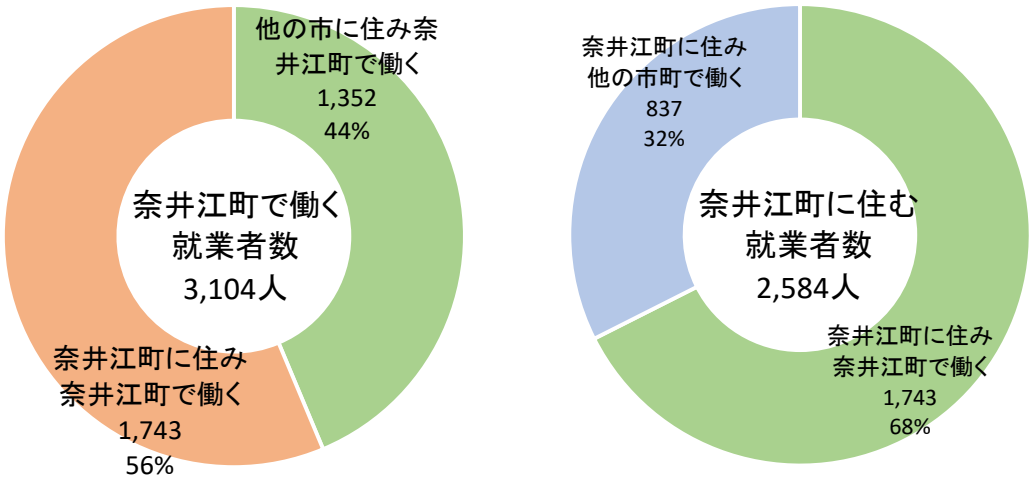

図5－8　居住地による就業者の状況

資料：総務省「国勢調査」

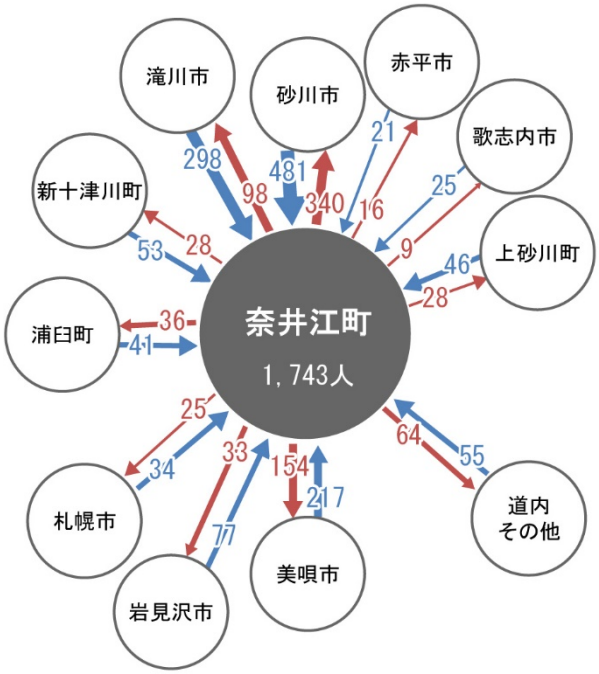

図5－9　通勤の状況

資料：総務省「国勢調査」

通学者の状況をみると、他市町村に住み奈井江町に通学する通学者は 34 人、奈井江町に住み他市町村に通学する通学者は 186 人となっています。

奈井江町に通学する通学者の内訳をみると、滝川市、砂川市が 10 人で最も多くなっています。

また、奈井江町に住み他市町村へ通学する通学者の内訳は、滝川市が最も多く 67 人、次いで岩見沢市が 33 人、札幌市が 26 人となっています。

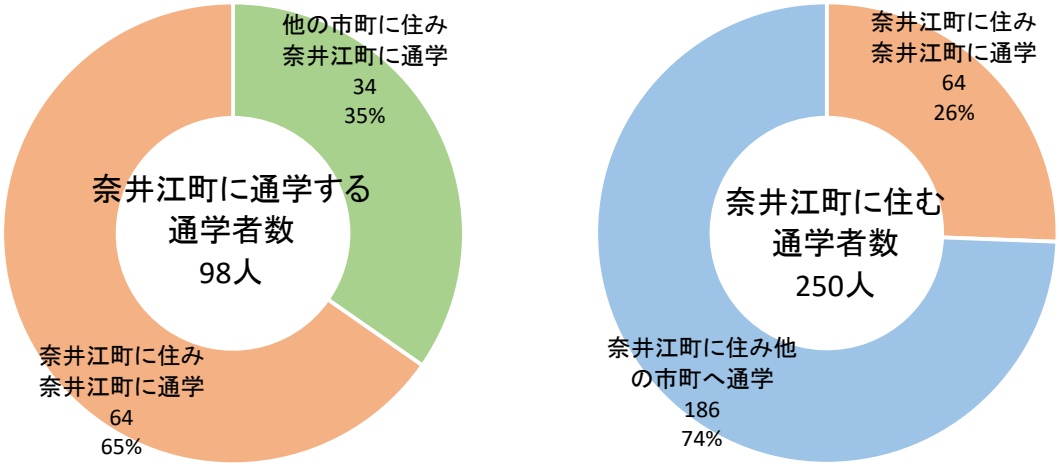

図5－10　居住地による通学者の状況

資料：総務省「国勢調査」

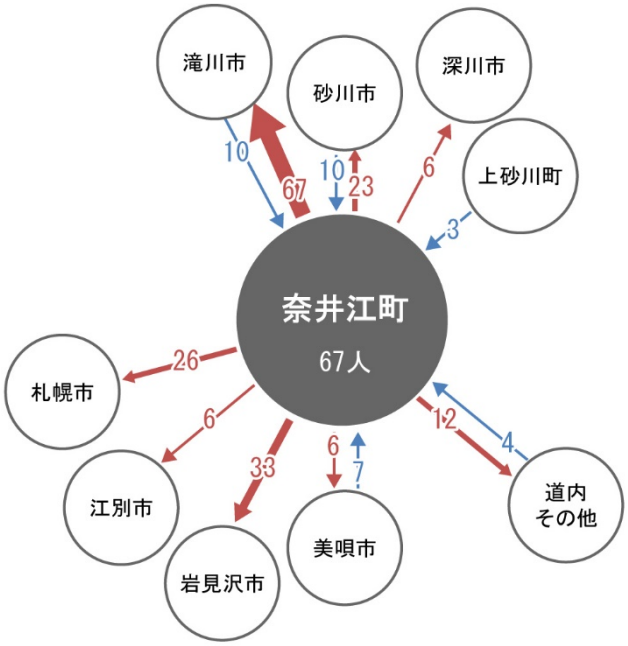

図5－11　通学の状況

資料：総務省「国勢調査」

（４） 都市機能

奈井江町内の都市機能（医療施設、商業施設、福祉施設、教育関連施設）の立地状況は以下の通りです。

表５－３ 奈井江町における都市機能の立地状況

分類		施設名
医療施設	内科	方波見医院
		岸本内科消化器科クリニック
		奈井江町立国民健康保険病院
	歯科	アダチ歯科
		ないえ歯科
		山中歯科医院
商業施設	スーパー等	スーパーチェーンふじアシルマート奈井江店
		エーコープないえ店
	コンビニ	セブンイレブン奈井江町店
		セイコーマート奈井江本町店
		セイコーマート奈井江店
福祉施設	老人保健施設	老人保健施設「健寿苑」
	デイケア・デイサービス	奈井江通所リハビリステーション事業所
		デーサービスかわせみ
		特別養護老人ホームやすらぎの家
教育関連施設		認定こども園はぐくみ
		奈井江小学校
		奈井江中学校
		北海道奈井江商業高等学校
		学童保育「児童クラブ　なえっこ」

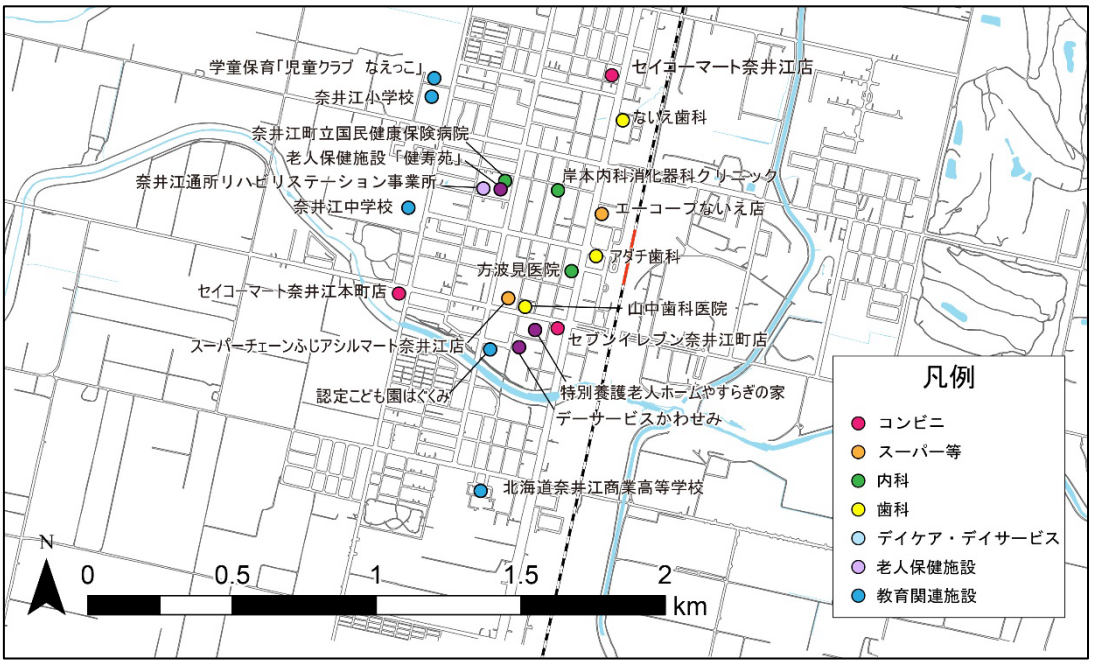

図５－４ 奈井江町における都市機能の立地状況

（５） 経済活動

① 産業別就業者数の動向

奈井江町の就業者数は減少傾向にあり、2015 年（平成 27 年）時点では 2,584 人となっています。産業別にみると、全ての産業で減少傾向にありますが、第２次産業の減少幅が大きくなっています。

また、産業別就業者の割合をみると、平成以降、第１次産業は横ばい傾向、第２次産業は減少傾向、第３次産業は増加傾向にあり、2015 年（平成 27 年）現在、第１次産業 16.8%、第２次産業 26.8%、第３次産業 56.1%という構成になっています。

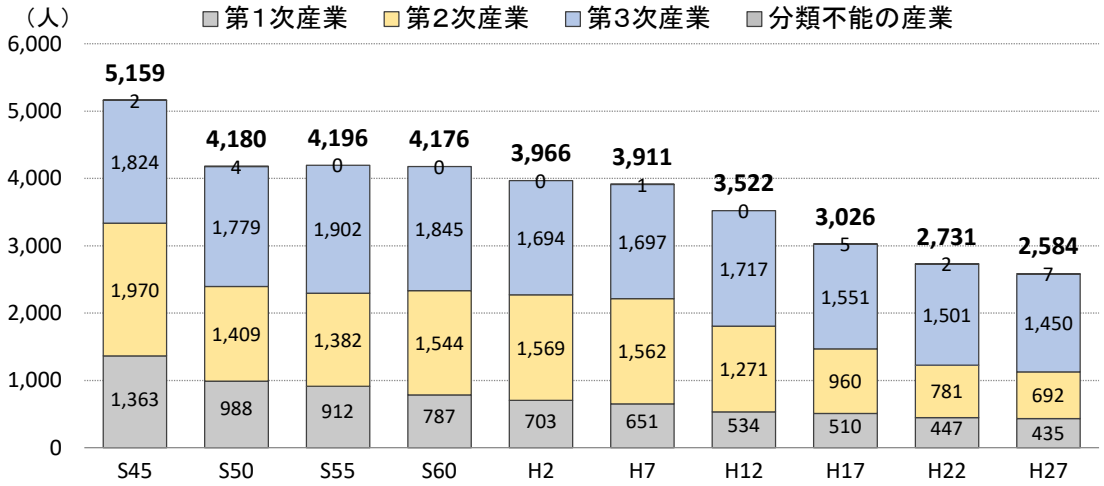

図5－12　産業別就業者数の動向

資料：総務省「国勢調査」

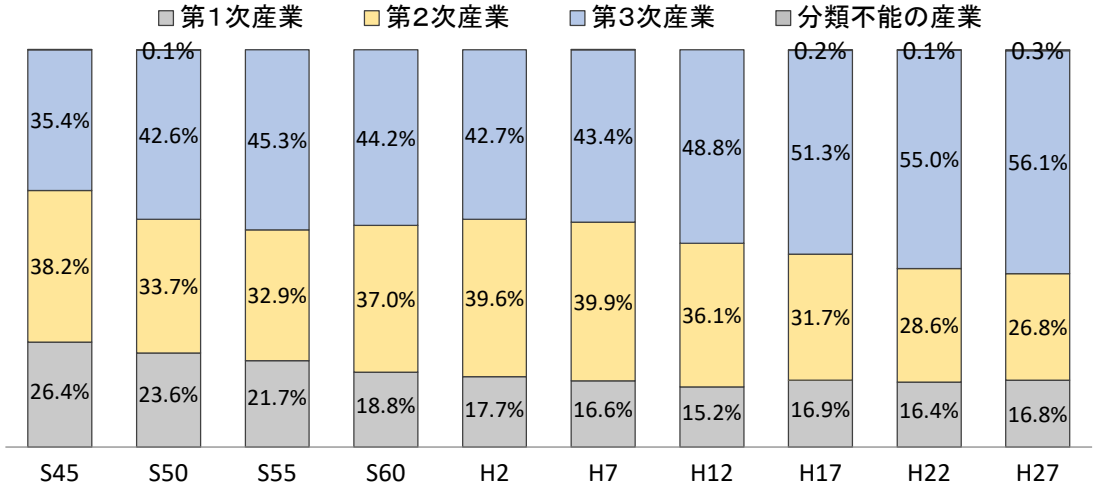

図5－13　産業別就業者割合の動向

資料：総務省「国勢調査」

② 商業の動向

商業（卸売業・小売業）店舗数の推移をみると、小売業、卸売業ともに減少傾向にあり、2014 年（平成 26 年）には、小売業 39 店舗、卸売業７店舗となっています。

また、商業（卸売業・小売業）の販売額の推移をみると、両者ともに 1985 年（昭和 60 年）をピークに減少傾向にあり、2014 年（平成 26 年）には小売業がピーク時の約 1/2、卸売業がピーク時の 1/8 の値となっています。

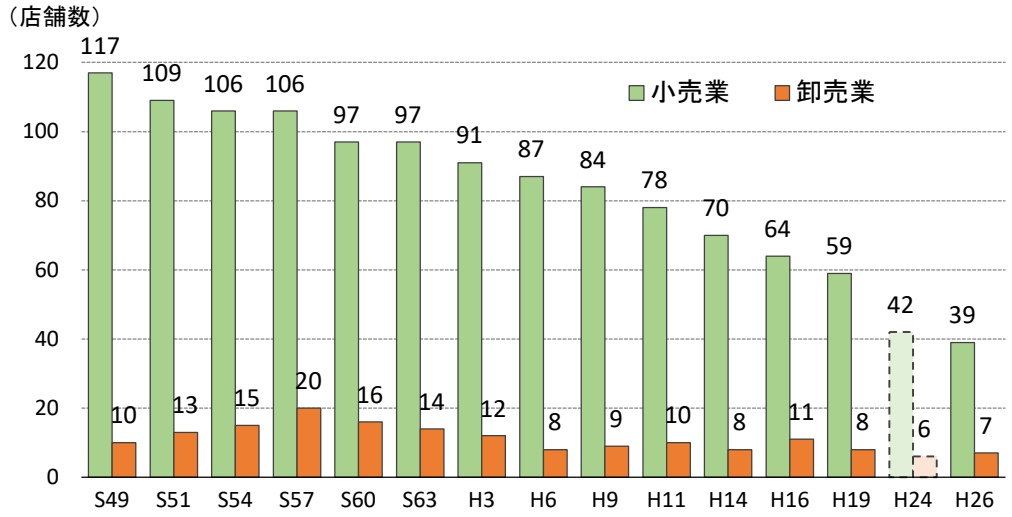

図５－１４　商業（卸売業・小売業）店舗数の推移

資料：経済産業省「商業統計」
※平成 24 年のみ、「経済センサス活動調査」における「事業所」の数値です。

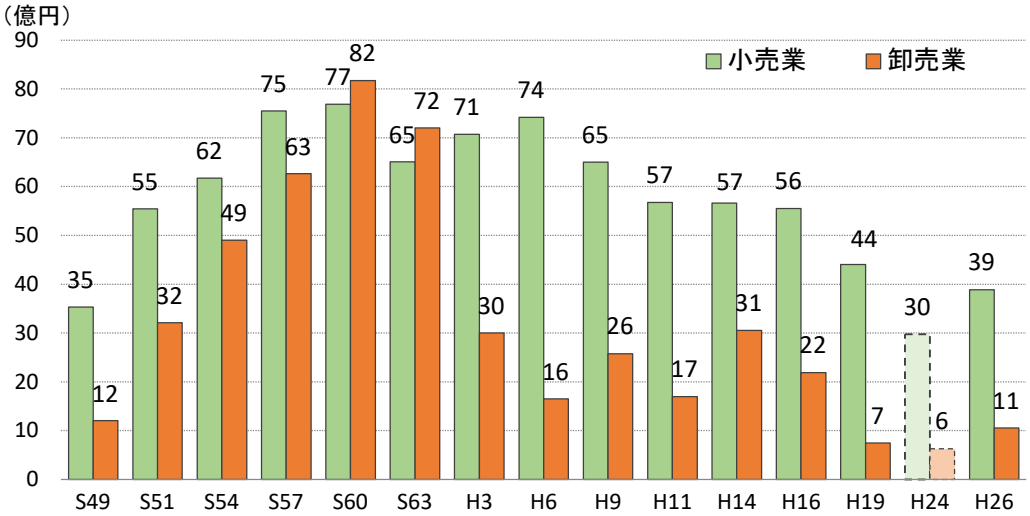

図５－１５　商業（卸売業・小売業）販売額の推移

資料：経済産業省「商業統計」
※平成 24 年のみ、「経済センサス活動調査」における「年間商品販売額」の数値です。

③ 農業の動向

奈井江町の基幹産業である農業の動向を見ると、2000 年（平成 12 年）以降、総農家数、農業従事者数は一貫して減少しており、経営耕地面積は 2005 年以降、微減傾向にあります。

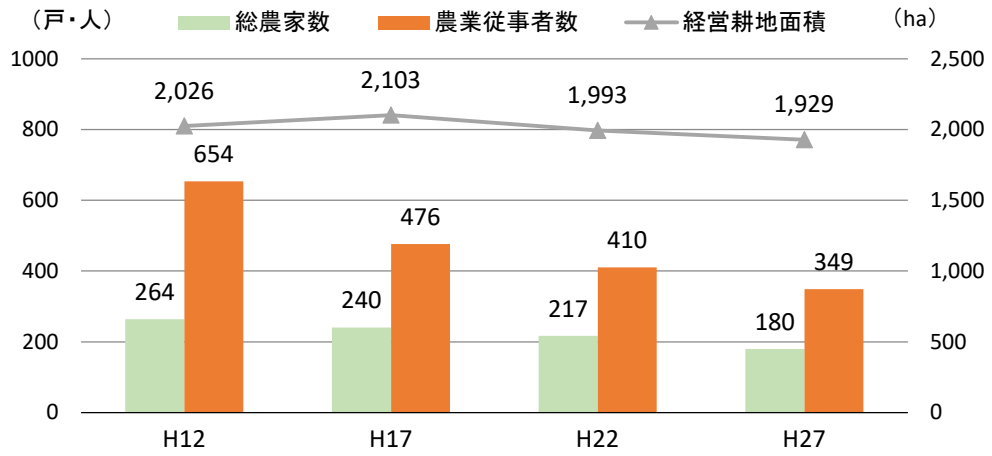

図5－16　農業の動向

資料：農林水産省「農林業センサス」

④ 製造業の動向

2018 年（平成 30 年）現在、町内の従業員が４人以上の事業所は、11 箇所、従業者数は 961 人となっています。平成以降の製造業の動向をみると、従業者数は概ね横ばい傾向にあり、事業所数は減少傾向にあります。

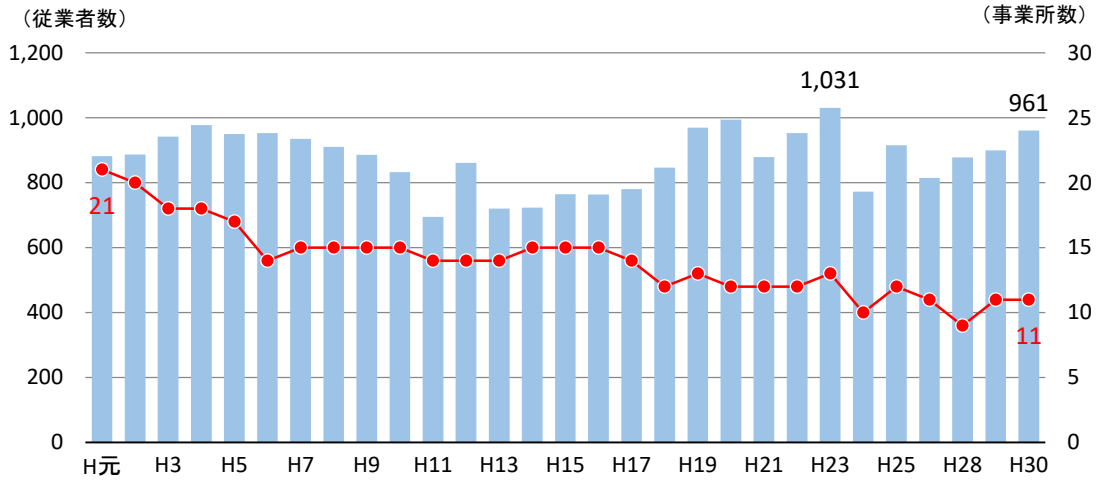

図5－17　奈井江町の従業者数･事業所数の推移

資料：経済産業省「工業統計調査」

（6） 地価

2011 年（平成 23 年）から 2020 年（令和２年）までの公示地価、都道府県地価調査の推移をみると、奈井江町においては、いずれの地点も下落していることが分かります。最も高い地点においても、10 年間で 50%近い下落がみられます。

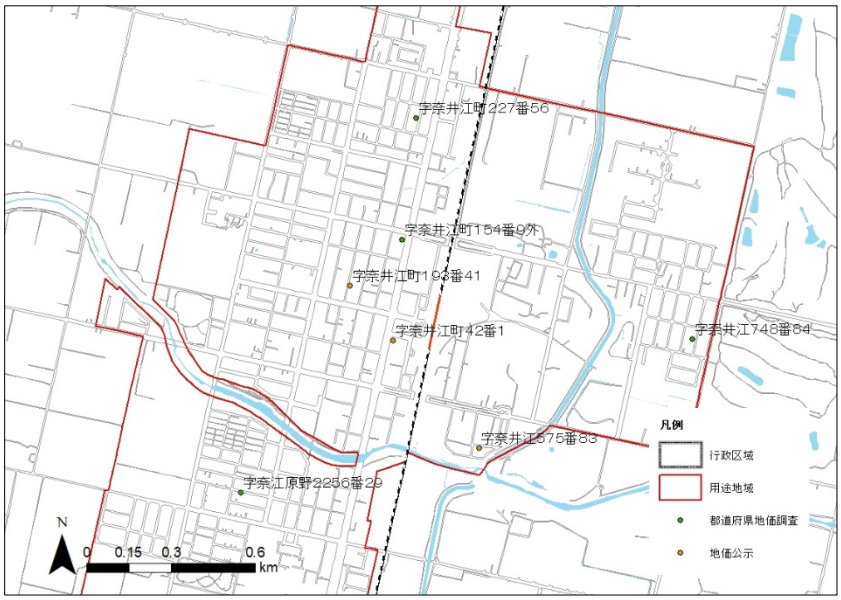

図5－18　公示地価、都道府県地価調査の調査地点

資料：「国土数値情報」

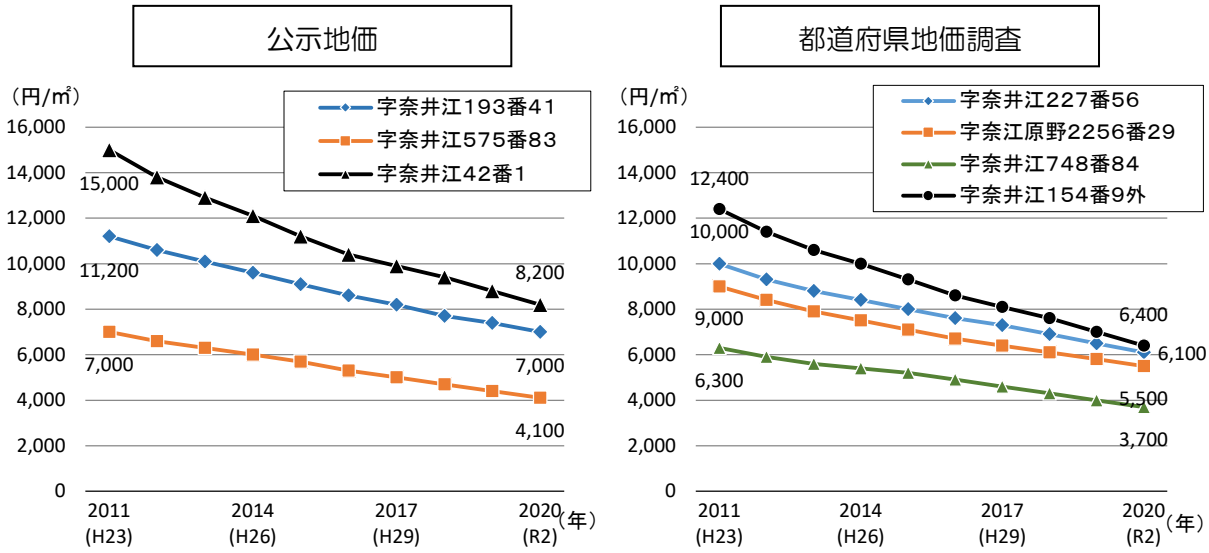

図5－19　地価の推移

資料：「公示地価」、「都道府県地価調査」

（７）　災害

①　洪水浸水想定区域の状況

石狩川による洪水浸水想定区域は、国道１２号より西側の多くの範囲にかかっています。また、用途地域範囲にも浸水深が 3.0m 未満の洪水浸水想定区域が含まれています。

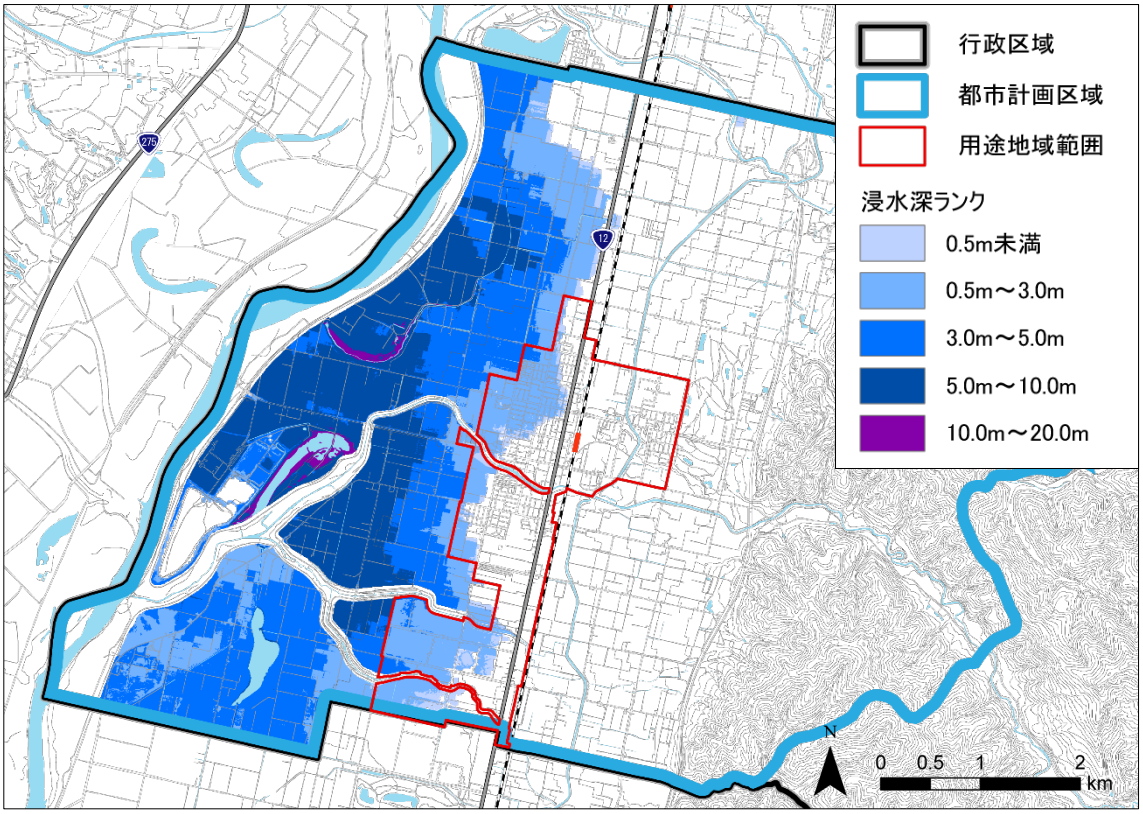

図5－20　石狩川の洪水浸水想定区域

資料：北海道開発局「洪水浸水想定区域」より作成

② 土砂災害警戒区域等の状況

土砂災害警戒区域等の状況をみると、奈井江町内には土石流警戒区域および特別警戒区域、急傾斜地の崩壊警戒区域および特別警戒区域が指定されている箇所があります。

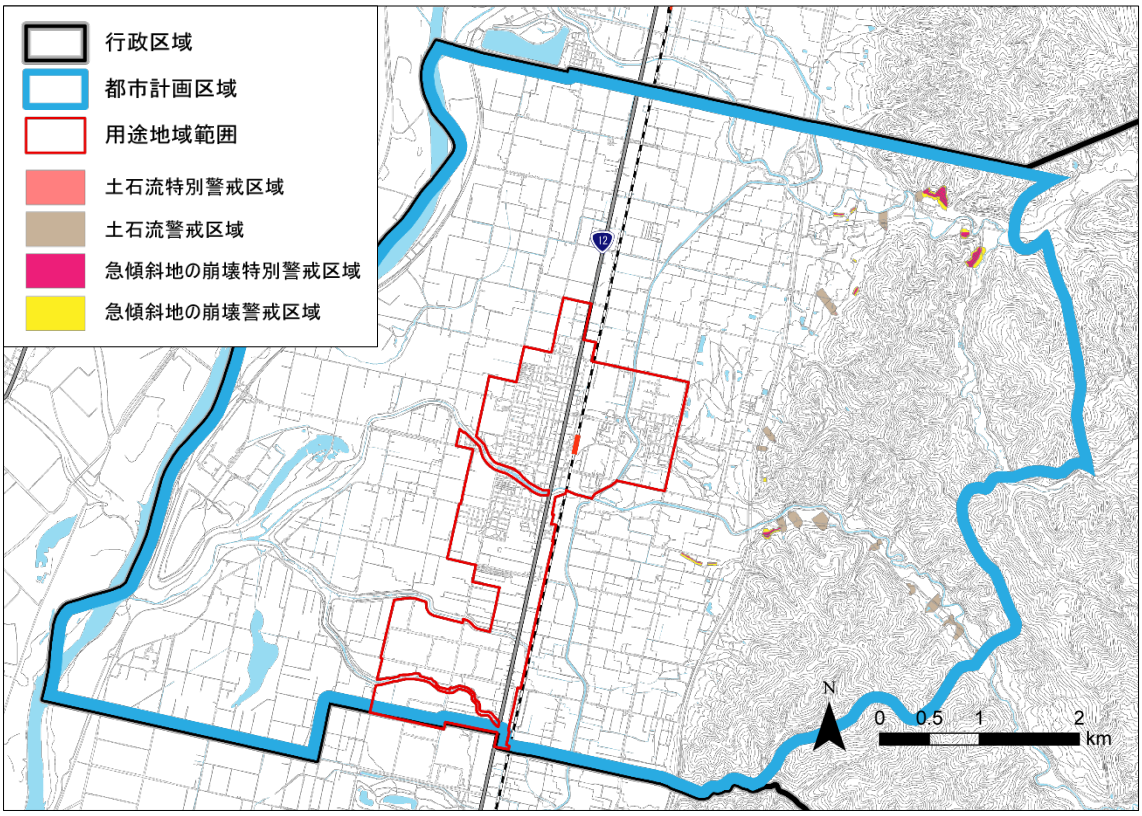

図5－21　石狩川の洪水浸水想定区域

資料：北海道「土砂災害警戒情報システム」より作成

（８） 財政

2009 年（平成 21 年）から 2018 年（平成 30 年）の財政力指数の推移をみると、奈井江町は北海道の平均値以下で推移しています。

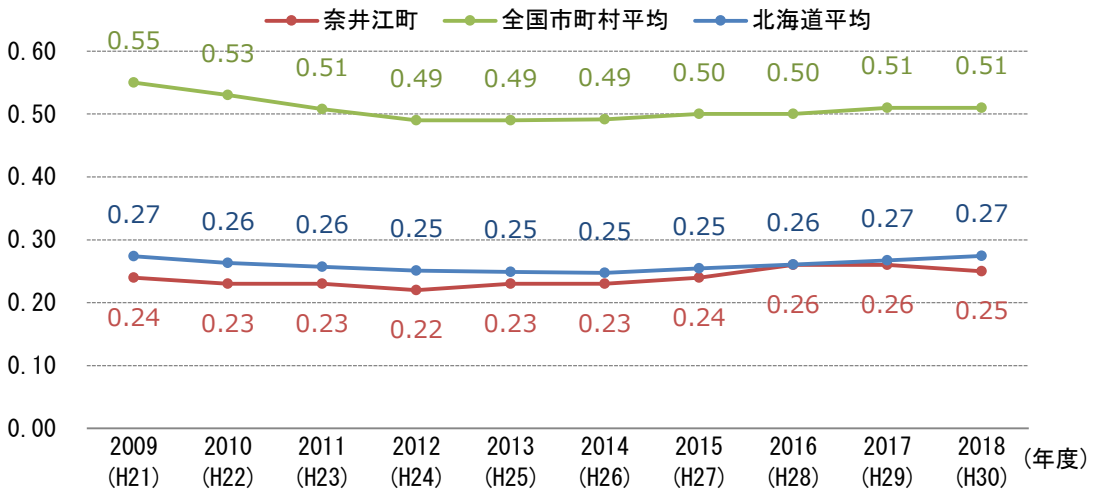

図５－２２　財政力指数の推移

資料：総務省「地方公共団体の主要財政指標一覧」

5－2. 上位・関連計画の整理

（1） 奈井江町第６期まちづくり計画

奈井江町第６期まちづくり計画は、奈井江町のまちづくりについての最上位の計画として、平成 27 年に策定されました。

計画は基本構想と実施計画で構成されており、基本構想は、10 年間のまちづくりの「基本目標」や「テーマ」そのために必要な政策の大綱を示したものです。実施計画は、基本構想で示した政策に基づき、５か年ごとに実施する具体的な事業の内容を体系別に示したものです。

表5－5 奈井江町第6期まちづくり計画の体系

基本構想			実施計画
基本目標	ﾃｰﾏ	政策	施策
● みんなが参加するまちづくり ● 心豊かな住みよいまちづくり ● 未来につなぐまちづくり	思いやり明日へ	安全・安心に住みつづけるために	● 住みやすい住環境の充実 ● 公共交通機関の充実 ● 安全・安心な道路環境の整備 ● 消防・防災体制の強化 ● 交通安全・防災体制の充実 ● クリーンなまちづくりの推進 ● 豊かな自然環境の保全
		ともに支え合い、健やかに暮らすために	● 健康づくり対策と町民の安心を支える医療体制の推進 ● 安心して子育てができる環境の充実 ● 高齢者が安心して暮らせる地域社会の推進 ● 障がいのある人にやさしい地域社会の形成 ● 安心できる福祉社会の充実
		心豊かに学びつづけるために	● 未来を担う子どもの育成 ● 生涯にわたる学びの推進
		活力と魅力あふれる産業づくりのために	● 産地競争力のある農業づくりの推進 ● 活力と賑わいのある商工業の推進 ● まちの資源を活かした魅力ある観光の推進
		みんなで創る、持続可能なまちづくりのために	● 総合的な移住・定住対策の推進 ● みんなが主役のまちづくりの推進 ● 健全で効率的な行財政運営の推進 ● 広域的な連携や交流の推進

（２） 美唄奈井江都市計画区域 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針

「美唄奈井江都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」は、美唄奈井江都市計画区域について、将来の姿を展望しつつ、土地利用、都市施設等の決定方針を令和 12 年（2030 年）の姿として策定するものです。

① 基本的事項

表5－6 基本的事項

基本的事項	目標年次	令和 12 年（2030 年）
	範囲	美唄市　：約 11,821ha 奈井江町：約 5,247ha

表5－7 計画の目次

Ⅰ．都市計画の目標
１．基本的事項 （１）目標年次 （２）範囲 ２．都市づくりの基本理念
Ⅱ．区域区分の決定の有無
１．区域区分の有無
Ⅲ．主要な都市計画の決定の方針
１．土地利用に関する主要な都市計画の決定の方針 （１）主要用途の配置の方針 ①住宅地 ②商業業務地 ③工業・流通業務地 ④用途転換、用途純化または用途の複合化に関する方針 （２）市街地における建築物の密度の構成に関する方針 （３）市街地の土地利用の方針 ①土地の高度利用に関する方針 ②居住環境の改善又は維持に関する方針 ③都市内の緑地又は都市の風致の維持に関する方針 （４）その他の土地利用の方針 ①優良な農地との健全な調和に関する方針 ②災害防止の観点から必要な市街化の抑制に関する方針 ③自然環境形成の観点から必要な保全に関する方針 ④秩序ある都市的土地利用の実現に関する方針

２．都市施設の整備に関する主要な都市計画の決定の方針
（１）交通施設
①基本方針
②主要な施設の配置の方針
③主要な施設の整備目標
（２）下水道及び河川
①基本方針
②主要な施設の配置の方針
③主要な施設の整備目標
（３）その他の都市施設
①基本方針
３．自然的環境に関する主要な都市計画の決定の方針
（１）基本方針
（２）緑地の配置の方針
①緑地系統ごとの配置方針
②コンパクトなまちづくりに係る配置方針
（３）実現のための具体の都市計画制度の方針
（４）主要な緑地の確保目標

（３） 奈井江町人口ビジョン

「奈井江町人口ビジョン」は、町の人口の現状分析を行い、人口問題に関する町民の認識を共有し、今後目指すべき将来の方向と人口の将来展望を示す長期的な人口ビジョンとして、平成 28 年に策定されています。

① まち・ひと・しごと創生の目指すべき基本的な方向

「奈井江町人口ビジョン」においては、「奈井江町では、地域の強みや特徴を活かしながら人口減少問題への対応をしていくため、以下の３つの方向性でまち・ひと・しごと創生を一体的に推進していく」としています。

表５－８ まち･ひと･しごと創生の目指すべき基本的な方向

①若者世代の雇用創出と定住促進	● 若者や子育て世代の転入促進を図るため、町内企業従事者を中心とした移住・定住施策を展開していきます。 ● 基幹産業である農業の産地ブランド化の推進や立地企業への支援などの雇用施策も推進していきます。
②すこやかに産み・育て、安心して子育て・教育ができる生活環境の整備	● 人口減少を克服し、将来にわたり安定した人口を維持していくため、社会移動（転入・転出）を均衡させるとともに、切れ目のない子育て支援により、住民が安心して働き、結婚、妊娠、出産、子育て、教育ができ、若い世代が未来に希望の持てる生活環境を整備していきます。
③地域資源を活かしたまちづくりと時代にあった地域社会の形成	● 人口減少や少子高齢化社会を迎える中、本町の美しい自然の魅力を引き出しながら、交流施設等を活用したイベントの開催など活力あるまちであり続けるために、町民はもとより、町外の住民に対しても奈井江町の魅力を PR し、「また行きたい」「もっといたい」と感じられる（思われる）街づくりを推進していきます。 ● 高齢者や障がい者が安心して生活できる基盤整備を充実するとともに、地域社会に参加する取組を推進し、健康寿命の延伸と活力ある健康的なまちづくりの実現を目指します。

② 人口将来展望

「奈井江町人口ビジョン」では、前述した基本的な方向をもとに、各種施策を実施することで、令和 22 年（2040 年）に 3,558 人、令和 42 年（2060 年）に 2,550 人の人口を目指すとしています。

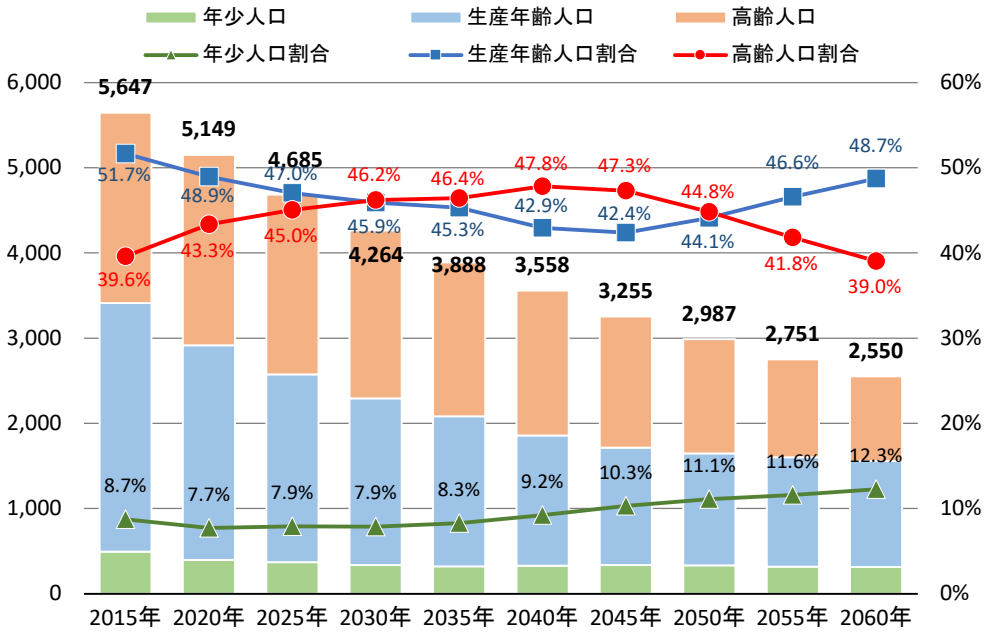

図5－23　人口の将来展望

（４）　第２期奈井江町まち･ひと･しごと創生総合戦略

「第２期奈井江町まち・ひと・しごと創生総合戦略」は、まちの最上位計画である奈井江町第６期まちづくり計画（奈井江町総合計画）に示されているまちづくりのテーマや基本目標を基に、奈井江町人口ビジョンで示した「人口の将来展望」を実現するために、人口減少対策に特化した施策・事業を数値目標とともに示す計画です。

基本目標の実現に向け「重要戦略」と「基本的な方向」の大きな２つの項目で編成し、両者が連携しあって施策を展開していきます。

表5－9　施策の体系

<table>
<tr><th>基本目標</th><th colspan="2">重要戦略</th><th>基本的な方向</th></tr>
<tr><td>基本目標１
新たな活力を生み出す「しごと」づくりを目指す</td><td rowspan="4">重要戦略①　奈井江版ＣＣＲＣ（生涯活躍のまち）構想戦略</td><td rowspan="4">重要戦略②　町外通勤者等をターゲットにした移住・定住戦略</td><td>⑴ともに支えあい、いきいきとした就労の場をつくる
⑵次世代につながる強い農業づくりを推進する
⑶立地企業への支援や企業誘致を推進する</td></tr>
<tr><td>基本目標２
奈井江町に新たな「ひと」の流れをつくる</td><td>⑴奈井江町への移住・定住対策を推進する
⑵活気のあるイベントの開催を推進する
⑶独身者の出会いのきっかけづくりを推進する
⑷中心市街地活性化を推進する</td></tr>
<tr><td>基本目標３
安心して子育てができる「まち」づくりを目指す</td><td>⑴健やかに産み育てる環境・体制整備を充実させる
⑵特色ある学校教育の充実と基礎・基本の定着を図る</td></tr>
<tr><td>基本目標４
健康で安心なくらしを守り、生きがいのある「まち」づくりを目指す</td><td>⑴一人ひとりの健康づくりに対する支援を充実させる
⑵安心して生活できる基盤整備を推進する
⑶町民のコミュニティ形成を推進する
⑷地域連携による経済・生活圏の形成を推進する
⑸住民と一体となった防災・救急体制の充実を図る
⑹ストックマネジメントの強化を図る
⑺地域で活躍する人材を育成する</td></tr>
</table>

（５） 奈井江町公共施設等総合管理計画

「奈井江町公共施設等総合管理計画」は、国が策定した「インフラ長寿命化基本計画」に基づく行動計画であるとともに、「奈井江町まちづくり計画」を上位計画として、個別施設の基本的な方針や考え方を示すものです。

計画期間は平成 29 年度から令和８年度までの 10 年間とし、必要に応じて適宜見直しを行うとしています。

公共施設等の管理に関する基本的な考え方として、公共施設等を建築系公共施設と土木系公共施設に大別した上で、以下のように示しています。

表5－10 公共施設等の管理に関する基本的な考え方

建築系公共施設	施設総量（総床面積）の縮減	● 将来人口の推移や町民ニーズを踏まえ、必要最小限のサービス水準を維持しながら「選択と集中」により、施設総量の削減と再配置を進めます。 ● 用途廃止施設など遊休・余剰財産の有効利用を図るため、再利用が可能な施設は、民間への売買・賃貸・無償譲渡等の処分を促進します。 ● 総床面積の削減目標：20%
	複合化・集約化による施設整備	● 公共施設の更新・改修の実施については、「複合化・集約化」により行うことを基本とし、複合化・集約化以外の単独施設の新規整備は原則として行わないこととします。
	施設整備・維持管理・運営コストの縮減	● 公共施設の更新・改修はライフサイクルコストを念頭におき、長寿命化、省エネルギー化などによる計画的・効率的な整備を進めます。 ● 公共施設の整備、維持管理、運営をより効果的、効率的に行うため、PFI、指定管理者制度、包括的民間委託、民間譲渡などの官民連携の導入を検討します。
	施設の広域利用	施設の利用状況や行政サービスの必需性を検討し、施設廃止に伴う町民生活への影響が少ない施設は、近隣市町に設置されている類似施設の広域利用を進めます。
土木系公共施設	● 整備計画や長寿命化計画に基づき、計画的な改修・更新を進めます。その際費用対効果を検討し、全体的、長期的な視点により優先順位を定め、投資額を決定します。 ● 道路については高齢者の増加等の社会的変化に配慮し、新たな要請に対する重要性、緊急性を考慮し、安全性、経済性と財源のバランスを図ります。また、長寿命化を図り、効率的な改修によりライフサイクルコストを縮減します。	

（６） 奈井江町住生活基本計画

「奈井江町住生活基本計画」は、本町における少子高齢化の進行や環境問題への関心の高まり、財政の悪化など、住宅・住環境をとりまく社会的背景に大きな変化により、新たな住宅施策の基本方針が必要となったことを受け、平成 26 年に策定されました。

本計画では、以下のように新たな住宅施策の展開について検討・推進し、良好な住環境の形成を目指します。

計画期間は、平成 26 年度～令和５年度までの 10 年間としています。

表5－11　施策の体系

基本理念	基本目標	住宅施策の展開方向と実施方策
安全で、おもいやりと活気あふれる住まいづくり	基本目標１ 高齢者・障がい者や子育て世帯等 誰もが安全に安心して生活できる住まいづくり	①より多くの人が快適に安心して住めるユニバーサルデザイン住宅の普及 ②既存住宅の耐震改修や高齢化対応、寒さ対応などリフォームの推進 ③危険な老朽建物の撤去促進 ④高齢者向け民間賃貸住宅の確保 ⑤互いに支えあう地域社会の形成
	基本目標２ 安全安心に暮らせる公営住宅づくり	①老朽化した公営住宅の建て替え ②既存公営住宅ストックの長寿命化 ③高齢者の為の公営住宅の確保 ④子どものいる世帯が安心して入れる公営住宅の確保 ⑤既存公営住宅のグループホーム化等有効活用
	基本目標３ 多様な居住ニーズに対応した住まいづくり	①定住に向けた宅地・住宅の供給 ②住み替えによる既存住宅活用の仕組みづくり ③良質な民間賃貸住宅の確保 ④住宅に関する信頼できる情報の提供や相談体制の充実

（７） 奈井江町公営住宅等長寿命化計画

「奈井江町公営住宅等長寿命化計画」は、「奈井江町第６期まちづくり計画」の住宅分野における基本計画である「奈井江町住生活基本計画」と、公共施設等のあり方を示す「奈井江町公共施設等総合管理計画」の個別計画として、本町の地域特性や地域事情に応じた公営住宅等の活用方針等を定めるものです。

計画期間は、平成 29 年度～令和８年度としています。

表5－12 計画の基本理念･基本目標

基本理念	さまざまなライフスタイルに対応できる安全でやさしい公営住宅等の形成
基本目標	１　安全に住み続けられる公営住宅等の形成 ２　良質で長寿命な公営住宅等の形成 ３　やさしさと活気が感じられる公営住宅等の形成

公営住宅・改良住宅の将来世帯数は、減少すると推計されますが、既存の高齢者向け住宅を地優賃とするため、特公賃・地優賃の将来世帯数は増加を見込んでいます。両社と政策空き家を合わせた公営住宅等の将来管理戸数は、令和８年には約 400 戸まで減少すると設定しています。

表5－13 公営住宅等将来管理戸数

		H29	R8【目標】
公営住宅等世帯数		422	357
	公営住宅・改良住宅	402	317
	特公賃・地優賃	20	40
公営住宅等管理戸数		496	400

奈井江町都市計画マスタープラン

奈井江町建設環境課
〒079-0392
空知郡奈井江町字奈井江１１番地
ＴＥＬ　0125-65-2116（直通）